

令和6年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年3月4日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年3月4日 午前9時宣告

開 議 令和6年3月4日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年3月4日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

9 番、坂本玲子君の発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。9 番議員の坂本です。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年の 1 月 1 日、能登半島地震が発生し、多くの犠牲者が出ています。お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災地の皆さんにお見舞いを申し上げます。

能登半島で起こったことは、近い将来、高知県でも起こる可能性があります。防災、減災、国土強靱化は喫緊の課題です。能登に学び、計画の再検討が必要です。

そこで今回は災害に対して、佐川町はどういった対策を立て、それはどこまで進んでいるか検証していきたいと思います。

能登半島では全壊の家がたくさんあり、押しつぶされて亡くなった方がたくさんいました。佐川町でも耐震化を推進していますが、その進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。それでは私の方からお答えをさせていただきます。

本町で行っております、木造住宅耐震化事業の進捗につきましては、まず令和 5 年度の耐震工事の実績見込み件数が 65 件、令和 5 年度末の耐震化率は 67.2%となる見込みとなっております。

また住宅の総数 5,655 戸のうち、耐震性ないと見込まれる住宅件数は 1,855 件となっております。

9 番（坂本玲子君）

残りの戸数が 1,855 戸ということで、年間 100 件ずつ工事を実施しましても 18 年以上かかります。目標に達するまでにはほど遠い数字です。

佐川町は補助金を増やし、耐震化工事での自己負担を減らし、工事が工事をしやすくしています。耐震化がもっと進むための工夫が必要だと思います。その中で、町民から聞こえてきた声をご紹介します。耐震化工事をするときに、同時にリフォームをしたい人が、工事期間中、住む家を探すのに苦労をしています。その費用もばかになりません。家を借りると費用もばかにはなりません。

町民の方から、町の住宅でそんなとき貸してくれるところはないかと相談を受けました。町にお聞きしましたが、ないとの返答でした。

せっかく耐震化工事を推進しているのですから、町営住宅で空いているところを貸したり、移住お試し住宅や緊急避難の場合使うところの家などを貸すなど利便化を図ることも、耐震化率を上げるために大切だと思いますが、今後そういう検討をお願いできないでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。町営住宅ですが、町営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者に対しまして、安い家賃で賃貸することとしておりますので、町営住宅の入居者資格に合わないという理由でないというお返事の方をさせていただいております。ご親戚や知人の方などにご相談をお願いしたいと思います。

緊急避難用住宅も1戸しかなく、本来の目的で使用できなくなる可能性がございますので、検討する候補にはならないと考えているところでございます。

9 番（坂本玲子君）

私も今の条例や規則のままでは、それはできないというふうに思います。しかし、規則は変えられるものであることは十分ご存知のことだと思います。

例えば、入居者資格の条項に町長が認めるとき、とか入れることもできます。何か工夫はできないか、工夫して町民がより多く耐震化工事をするようにできないかという意味でお伺いをしています。

今のままではできないことはたくさんあるでしょう。町長がいつも言っていますが、町民の要求に応えるためにはどうすればできるか考えることが、職員の大切な仕事の一つです。ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。再度のお答えをお願いします。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきます。坂本議員さんがおっしゃるように、何か方法はないか何かできないか。そういった思いで町営住宅のことを調べてみましたが、町営住宅につきましては、非常に厳格な入居者資格が、公営住宅法の方で定められておりまして、公募の例外といたしまして、地震や洪水、火災などの災害により、住宅に困窮することとなった場合や、住宅地区改良法に基づく不良住宅の撤去など、特例的に認められる場合もございますが、法令で定められている事由以外には、条例で定めても特定入居は認められないということになっているようです。

大変申し訳なく、残念なことなんですけれども、町営住宅をお貸しするという選択肢はないという結論に達しております。

しかしながら町営住宅はだめとしても、そういった困った方にお答えできるように、何か方策はないか、もっと違う方法を考えていくことはできると思いますので、ご理解をいただけますようお願いしたいと思います。

9 番（坂本玲子君）

ぜひですね、いろんな方策を検討していただいて、未来に死ぬかもしれない、家が倒れて。そういう方の緊急避難にもなるかと思えますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、災害の時の備蓄品についてお伺ひします。

どんなものを何日分備蓄しているのか、また食品は使用期限がありますが、期限切れのものはどうしているのか、お伺ひします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

各指定避難所の方には、県が試算をしております、想定避難者数と、県が示しました備蓄量をもとに、1日分の水や食料などを備蓄をしているところでございます。

備蓄品の内容につきましては、水、アルファ米、スープとなっております。水につきましては1人1日3リットル計算で、アルファ米は3食分、スープ1食分となっております。その他、毛布やエアマット、段ボールパーテーションや災害用トイレセットなどを備蓄しているところでございます。

なお、備蓄食品、食料品、水につきましては、これまで防災サロンの場におきまして、個人さんにおいても3日以上備蓄をお願いをしております。

期限切れもきますが、備蓄食料、お水につきましては、期限切れの約1カ月前までには更新を行っておりますが、更新対象となりました期限切れの迫りました分は、社会福祉協議会のフードバンクにお渡しをしたり、タイミングが合えば、各種失礼しました。各自主防災組織での訓練に合わせてお配りしたりはしております。今後におきましても、町主催の訓練であったり、自主防災組織の訓練で活用していただくよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

町で1日分の備蓄をしているということがわかりましたが、多くの備蓄を抱えることはその廃棄にもつながります。私たちも併せて備蓄をしていかなければならないなと感じました。

しかし、現実的に考えて水のない生活はできません。

佐川町でも水洗トイレが増えていきますし、飲み水だけでなく生活用にも必要です。能登では水道の断水が大きな問題になっています。

2カ月以上も断水が続き、被災者が大変苦勞しています。

佐川町ではどんなことが予想され、それにどう対応するつもりなのか、計画はできているのでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

はい。私の方から水道についてお答えをさせていただきます。

現在、佐川町の方では大規模災害発生時の応急給水であるとか、応急復旧計画を盛り込んだ水道事業業務継続計画を策定しております。

この計画におきまして被害を想定する被害につきましては、当町のですね、配水地であるとか取水地などの水道の施設は、液状化や土砂災害が予測される地域には位置しておりません。大規模な、そのためですね、被害は想定しておりません。

一方管路施設につきましてはですね、震度6弱から6強で約150カ所が被害を受けると想定されており、97.1%、1万950人に断水の被害が発生すると予想をされます。管路施設の復旧には通常40日あまりかかると想定されておきまして、この間の応急給水として第一段階として、発災から3日目までに指定避難所9カ所に仮設の受水槽を設置して、耐震化された消火栓の方からですね、取水して運搬して給水をする計画としております。

発生から10日目までの第二段階としては指定避難所以外の老人

福祉施設や道の駅など9カ所に仮設の受水槽を設置して給水を行います。

さらにですね、並行して耐震化されている指定避難所までの配水本管に水を張って、指定避難所でも給水を開始するということとしております。

9 番（坂本玲子君）

いろんな計画を立てられ、立てられているということで少し安心をしましたが、そういった受水槽の設置も一つの案ですし、それが必要なことだと思います。しかしそれで十分でしょうか。

耐震化されたいろんなものを活用するという方向ですが、それが使えなくなる可能性もあります。

能登では液状化により、水道の配管がずたずたになりました。佐川町のその槽のところ、設置場所には液状化の心配がないにしても、その他のところでは、佐川も液状化の可能性はあります。

先日ニュースを見ていますと、泥水でも飲み水に変えられる逆浸透膜浄水器を能登に送り、飲み水のみでなく生活用水にも使えるようにしていました。そういった浄水器の配備も必要かと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。現在のところ検討の予定はございませんが、能登の今回の能登の教訓を踏まえた検討が今後必要になってくるのではないかというふうには思います。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

この逆浸透膜浄水器っていうのは、一基当たり 300 万円程度だそうで、それほど高価ではありません。佐川町には川もありますし、沢もあります。水は比較的豊富な資源だと思っています。

その1日分の蓄えしかないお水ですので、いざという時には二重にも三重にも備えておく必要があります。

ぜひ、先ほど課長仰られたように、今のところは計画ないけれどもそういう検討もするっていうことでしたので、ぜひ検討してですね、飲み水や生活用水の困らないような状況を作っていただきたいと思っています。

また、トイレも大きな問題になっていました。トイレが安心して使えないと水分を控えたり便意を我慢したりして、健康に害を与えていると言われています。それについてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきます。

災害時、避難所のトイレが不衛生になることなどによって、不快な思いをされる避難者の方が増え、そのことによって使用がためられることで、水分や食品摂取を控えることにつながり、健康障害が起きる可能性が生じることから、トイレの対策につきましては、大変重要な課題であると考えているところでございます。

指定避難所の方には先ほども申し上げましたが、災害用のトイレセットも備えてはおりますが、それだけでは不足する可能性もあるかとは考えているところでございます。

9 番（坂本玲子君）

確か装備の中に簡易ポケットトイレっていうふうなものがあつたと思いますが、それは使い捨てだと思しますので一時しのぎしかありません。

いろいろ考えていたら、やっぱり工務店などは持ち運びできるトイレを、簡易なトイレを持っているのではないかと思います。

それを災害時に借りる協定などを結ぶなど準備が必要かと思えます。またトイレカーなどの準備も考えられます。その点に関してはどのようにお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

工務店さんなどが簡易トイレを所有されているかどうかについては、すみません、私の方では把握ができていないんですけれども。

それとあとトイレカーにつきましては、緊防債の方が活用できるとは聞いておりますが、高額であることやそれから保管場所のことなどを検討する必要があると考えております。

しかしながら、災害対策は待ったなしの状況になっていると認識しておりますので、おりますし、トイレの問題も重要な課題の一つであることは間違いのないことでありますので、当町としてどうやって、そのことに対策をしているか、対策の方針の方を検討していきたいと考えています。以上です。

9 番（坂本玲子君）

国はですね、来年度、緊急防災減災事業費に 5 千億円の予算を組んでいます。トイレカーの整備や荷物輸送に活用するドローンの整備などに使えるのと聞いていますが、そんな事業を活用してトイレカーの整備や浄水器の整備などを、ぜひ積極的に進めていただきたい

いと思いますが、いかがですか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

能登半島地震発生を受けまして、高知県では専門業者に委託を行いまして、能登半島地震における倒壊家屋の状況や、土砂災害火災の発生要因、それからライフライン復旧の支障要因など、被災地の現地調査を行うとともに、被災地から、失礼しました。被災地に派遣をしておりました職員からの聞き取り調査も行い、その調査結果は、県の行動計画に反映することを考えられているようです。

その調査結果であつたり県の行動計画につきましても、市町村における今後の防災対策の強化、検討の資料としても用いられると考えることから、その内容の方も精査をしてみたいと考えております。

そのことにあわせまして、当町においての避難所等の対策につきましても、現状の対策で十分であるか。また、今回、坂本議員からご提案をいただきました内容や、補助金活用など財政的な観点も含めまして、当町としてより効果的な対策が実施できるよう、検討の方を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

はい、よろしく願いいたします。次は避難所について伺います。指定避難所や地域の公民館などの避難所の耐震化はもう終了していますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

町内 9 カ所の指定避難所につきましては、すべて耐震補強工事の方が完了しております。

緊急避難場所に指定されております 82 カ所の公民館や町有施設について、平時は主に公民館機能として使用されていることから、これまで自治会に耐震診断、耐震工事实施の希望を確認し、希望のありました 54 の公民館につきましても耐震診断を行い、耐震工事の必要のありました公民館につきましては、2 カ所を除きまして耐震補強工事の方が実施済みとなっております。

まだ実施をしておりません 2 カ所につきましては、地元の自治会と協議の上、令和 6 年度、来年度から 7 年度にかけて耐震補強工事の方を実施していきたいと考えているところです。

また、建築年や主体構造などによりまして、耐震基準を満たしていると判断される箇所は 16 カ所ございます。残りの 12 カ所につきましては、今後調査、また確認の方が必要な状況となっておりますので、速やかに対応の方を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ公民館の方の耐震化も確認をしながら進めていっていただけたらありがたいと思います。

そういう指定避難所以外の公民館などでは、夏であるか冬であるかその災害がいつ起こるかわかりませんので、エアコンの設置も必要かと思いますが、それはどのようなになっているかお伺いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

公民館へのエアコンの設置につきましては、町の集落整備事業費補助金制度を活用していただきまして、各自治会の方で設置を行っていただいております。

補助の内容につきましては、議員さんもお承知のとおり、補助限度額は 30 万円、補助率は 3 分の 2 となっております。また産業廃棄物処理施設建設に伴う、地域振興策の一環によりまして、加茂地区につきましては、補助限度額が 54 万円、補助率は 10 分の 9 となっているところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

例えば普通の公民館、自治会が公民館を冷房、冷暖房をつけようとしたら、例えば 30 万のものを買うとしたら、その自治会組織自治組織が 10 万必要やということになります。そういった公民館運営している自治組織は、あまり財政に余裕がありません。

せめて加茂地区並みに補助率を引き上げることを考えてみてはいかがかと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。

議員さんがご指摘のとおり、最近本当に資機材、資材費の高騰なんかが進んでいるところでございますので、自治会さんの財政的負担の方も増大していると認識はしております。このことを踏まえまして、各自治会にて同様の補助金制度を実施しているところから、情報収集の方も行いながら、資材費高騰の内容も含めて検討の方を

してまいりたいと思います。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ぜひよろしく願いいたします。指定避難所の訓練についてお伺いしますが、訓練には繰り返しが必要だとの声もあります。

指定避難所の訓練はどのようになっているのかお伺いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

佐川町では、南海トラフ地震などによる大規模災害発生時、職員の方が避難所の開設運営に携わることができないことを想定いたしまして、これまで指定避難所ごとに避難所運営マニュアルを令和2年度までに作成をいたしまして、避難所の開設から運営までを地域の皆様をお願いをしているところです。このマニュアルに基づきました訓練を、令和3年度、4年度、5年度と実施してまいりました。

今後におきましても、この避難所運営訓練の方は大事な訓練だと思いますので、自主防災組織であったり、地元住民の方にご協力をいただきながら、継続して実施の方をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

指定避難所の避難訓練はかなりできていると。1年ごとに、これからもやっていくということだと思いますが、佐川町にはその指定避難所の他に、各地域に公民館があり自主防災組織があります。その組織率は90%を超え高くなっていますが、その活動はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

自主防災組織の活動状況につきましては、一部では組織主体の訓練であったり、学習会の方を開催していただいたり、活発に活動を行っていただいている組織もあるようですが、新型コロナウイルス感染症の影響によるもののほか、リーダーの方の高齢化による後継者不足や運営方法がよくわからないといったようなことなど、様々な要因により、全体的には活動が低迷していると認識をしております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

そういった自主防災組織の底上げも必要かと思いますが、今後どんなふうに活性化する予定なのか。お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

能登半島地震が発生したことによりまして、今は住民の方の意識は高まっていると思います。

避難所運営訓練などへの参加をとおして、活動の定着化につながっていけばとの期待もありますが、例えばですけれども、社会福祉協議会さんの方が取り組んでおられる、お仲間プロジェクトといったようなことなど、地域の方がつながって楽しみながら活動できる、何かを考える必要があると思います。今後、自主防災組織の連絡会であったりとか、関係機関の方とも一緒に考えていくことができればと思っているところでございます。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、いや、避難訓練防災訓練っていうのは本当に難しい、なかなか集まらないっていうふうな、大変なことがあるかと思いますが、日頃の近所付き合いが本当に基礎でございますので、何か楽しく集えることを考えていくっていうのが大切かと思います。

佐川町は農家が多くて、野菜が売れてるし、その辺には食べられる雑草も生えています。お米の備蓄もありますから食料は大丈夫かなと思っていました。しかし、飲める水の確保は浄化できなければ難しいです。そのためにはやはり浄化装置が必要不可欠です。

能登では食料のお米はあるけれども玄米で精米ができなくて食べられないっていう声も聞きました。電気が利用できない状況も考えて発電機などの配備も必要だと思いますし、電気、水、食料、住居、トイレ、道路、考えるべきことはたくさんあります。四国、高知、佐川、陸の孤島となり、中央からの応援もすぐには期待できません。

何はともあれ、大地震は近い将来必ず起こると言われています。能登半島地震に学び、将来のために万全の準備をお願いしたいと思います。これで1問目を終了します。

2問目に行きます。佐川の人口減対策、その中で子育て等移住促進について主に聞いていきたいと思います。1月、議員視察で岡山に行ってきました。そこで特殊出生率が驚異の2.9という奈義町を視察し、お話を伺いました。

奈義町はですね出生率が2.9と、普通のところの倍近くなっていますが、将来の町自体の人口減少率も計算されておりまして、その減少率がほとんど変わらないという予想を見せられてびっくりし

ました。実際人口減少率を抑えるためには、出生数や死亡数などの自然減を減らすこと。もう1点は社会的減少を減らすことが大切だとわかりました。出生数を増やすには子育てしやすいまちをつくること。社会的減少を減らすためには有効なのが、佐川に在住している子供たちができるだけ佐川にとどまってくれること。もう一つはUターンやIターンを増やすこと。移住、すなわち移住促進です。

佐川の子供たちが町内にとどまってくれるにはどうしたらいいのでしょうか。

奈義町では、奨学金の返還をサポートする制度がありました。教育長にお聞きしますと佐川町にも素晴らしい制度があります。奨学金返還支援事業があるようですが、これについての説明をお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

坂本議員の質問にお答えをいたします。

この奨学金返還支援制度は、奨学金の返還を支援することで、子育て世帯への支援等、学業の推進、ひいては議員おっしゃられたように、移住定住施策に資するというようにと、令和4年度より開始をしております。

支援の内容につきましては、対象者は佐川町に在住し、すいません。対象者は佐川町の奨学資金、または日本学生支援機構の奨学金を現在返還している人で、佐川町に在住し、10年以上定住する意思のある方、かつ、就業している40歳未満の人となります。以上です。

9番（坂本玲子君）

その返還支援事業の利用者数はどうなっているのかお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

実績でございますけれども、令和4年度からの開始ですので、令和4年度は23名の方に合計で377万6千円の交付をしております。

令和5年度、今の、今現在ですけれども、36名の方、607万4千円の交付の決定をしております。以上です。

9番（坂本玲子君）

たくさんの方に利用いただいているということですが、佐川町には独自の奨学金がありますが、現在借りている人数、返還している人数はどうなっているのか。またその中で、奨学金返還支援事業を活用している人は何人いるのか、お伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

現在の資金の実績でございますけど、令和5年度は、10名。内訳は大学の方が8名、高校の方が1名、専門学校の方が1名です。現在返還中の方は23名です。以上です。

すいません、もう一つ質問がありました。返還者23名のうち、返還支援事業を活用している方は2名となっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

23名中2名っていうのは少ないかと思いますがその中で、佐川町に在住しているにもかかわらず、利用してないっていう方はどうなっていますか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。先ほどお答えしましたように返還者が23名のうち、支援事業を活用している2名ということで、これは交付の対象要件に当てはまるかどうかということにもなると思いますが、佐川町に住民票がある方については9名ですから9名のうち2名が返還支援を受けていると。ただ、そのほかにもですね、就業状況とか、実際の住んでる状況とかいうのが不明ですので、その方が対象になりうるか、あと7名の方が対象になるんかということ、その詳しいところまでは不明ということになっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

どうして使っていないんでしょうかと私もと思いますが、奨学金の返還支援事業のことを知らない人も多くいるんじゃないかと思います。

町内への周知の仕方、誰を対象にどういった周知をしているのか、まずお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えいたします。

周知、広報につきましては、広報誌、それからホームページへの掲載をしております。それから、返還支援の事業につきましては、町の奨学金の納付書を送付することがありますけれども、その際に返還支援事業の制度概要をお知らせをしているところです。以上です。

9番（坂本玲子君）

お知らせはしてくれているようですが、できたらせっきく佐川で生まれ育った子供たちが出ていけないのがベストかなと思います。

たとえ都会へ出て行ったとしても、帰ろうとする動機になります。

そのためには、お手紙を送ったとしても多分親しか見ないでしょうから、親に知らすだけではなくて、子供や祖父母にも知っておいてもらうことが必要ではないでしょうか。

例えば中学３年生対象にして、奨学金制度があることやその返還のための補助制度があることを学校で伝える機会を持つてはどうでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。中学校への広報というお話でしたけれども、今奨学金貸付の方につきましては、町内の中学校、高校へ申請書を配布しておりますが、返還支援の事業につきましては配布してませんので、１度、町外に転出したとしてもですね、Ｕターンするとか、Ｉターン、Ｕターンですね、Ｕターンのきっかけの一つにはなり得るかなあというふうに思いますので、中学校の方にチラシ等を設置するように依頼をしてみたいと思います。以上です。

９番（坂本玲子君）

チラシを配置するっていうだけでは、なかなか身につかないと、５分か１０分あれば説明ができるもんですので、佐川町中学校でそんなにたくさんあるわけじゃないので、ぜひ、こう行って、説明をするというふうな形にしていだきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをさせていただきます。

毎年４月にですね、各小中学校のＰＴＡの総会に行っておりますので、そこで以前宮崎議員にもご意見をいただいております、給食の費の無償の趣旨と、それから奨学金から返還支援事業についてのご説明を申し上げております。なお、気長い話ではありますが、小学校への入学のためですね、健診の際にもそれを申し上げます。直接お目にかかってというのが一番かと。その際の反応は割合ようございます。

９番（坂本玲子君）

教育長がおっしゃるのは、ＰＴＡに対してそういう説明も行っているということですが、私の行っていただきたいと思うのは、子供たちに対しても、そういうお知らせをしていただきたいと、そういう意味ですので、ぜひそっちの方もお願いをしたいと思います。

奈義町では、町独自の奨学育英金っていうんだそうですが、卒業

後、町内に定住すれば全額返金免除という制度がありました。

しかし佐川町では、町独自の奨学金だけではなく、日本学生支援機構の奨学金返還も対象にしていますから、もっと幅広くできているということです。県外や他の町村からの移住してきた人、結婚して佐川に来た人でも、日本学生支援機構で奨学金を借りてる人がいるでしょう。

また、移住を決めるときに、その制度があるから、佐川を選ぶということもあるかもしれません。移住促進する際にも、ぜひこれを大いに宣伝すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

制度の目的としても移住定住の施策に資するということがありますので、現在移住施策等の方の連携につきましては、移住促進の方でチラシとかパンフレットを作っておりますけれども、そこに返還支援事業のことも掲載をしています。それから数で言いますと、先ほど36名の方が支援金を使っているということを申し上げましたけれども、そのうち8名の方が移住者と、それは令和4年度以降の移住者ということで、一定効果も出てきているんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にそういうことをちゃんとお知らせいただいて、そういう方が来てくれる方が増えているということは本当に大きな成果だと思います。

ただその移住定住の方では、私、ホームページでは、移住定住の方では見つかりましたが、調べ方によっては出てこない状況もあって、これは後でホームページの件できちっとお話したいと思います。社会的減少を防ぐためにはIターンUターンなどの移住を増やす必要があります。

地域おこし協力隊でたくさんの若者が佐川に定住してくれています。この制度は佐川の人口を増やすためっていうか減らさないために、非常に有効です。今後も積極的に採用し、佐川を活性化していただきたいと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。お答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の制度につきましては国が地方創生の一環として、そういった地域の担い手等に資するといえますか、そういった事業でありますので、今後におきましても佐川町のそういった課題。そういったところに照らし合わせて、必要なところに地域おこし協力隊の制度を活用した取り組みを進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

これからぜひよろしくお願いします。ところがその募集をして、今も募集をしているかと思うんですが、その人数がきちっと集まっている状況でしょうか。それともなかなか集まりにくいというふうな状況がありますでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

坂本議員おっしゃるとおり近年はですね、募集人員に対して対しまして、なかなか全員がそろわないというような状況がございますので、それにつきましてはですね、より一層ですね、広報していく媒体、こういったところも考えながら、周知の方を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

募集をしても取り合いになってなかなか集まりにくいということだそうですが、やっぱり佐川を選んでもらうためには、差別化が必要ではないでしょうか。

先に聞きました奨学金返還支援もそうですし、自伐ではその後の定住につながる森林集約を町が進んでしています。また町職員の手厚いフォローもあると聞いています。しかし、それだけでは十分とは言えない状況になってきているのかなというふうに感じています。

今年度、私はパンフレットとか看板を作るために発明ラボを 20 回以上ぐらい利用しました。ラボにある機械を使う場合は町民なら、最初の 1 回は無料、その後は時間 500 円で利用できました。看板で言えば外注すれば 10 万以上かかるような経費がわずか 5 千円くらいでできました。その後イラストレーターの使い方を教えていただきましたが、それについては全部無料。1 人ではとてもできなかったパンフができ上がりました。

皆さんに本当に皆さん本当に親切で、困ったことを相談するとすぐに解決方法を提案してくれました。行っている時に皆さんとお話

をするわけですが、本当に皆さんいろんな経験をお持ちだったり、いろんな力があったり、本当に良い方がたくさんおいでるなあというふうに感じたことでした。そんなすばらしい人たちが佐川を選んで、来てくれてありがたいことだと思います。

以前質問したときに発明ラボの機械はメンテや修繕をしながらやっていく、新しく購入することは考えていないという積極的ではないお答えだったように記憶をしております。

しかし、自分のやりたいことを実現できる意欲のある人に来ていただくには、佐川に行けば他のところにはない機器があること、あるということで、差別化を図ることもできます。機械のアップデートも必要ではないでしょうか。

ぜひラボの人や卒業生、ラボの卒業生の意見を聞いて、機械のアップデート最先端の機器の購入等も検討していただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

佐川発明ラボにつきましては、坂本議員おっしゃいますように、貴重な機材の方がそろっておりまして、平成 28 年度からこの地域おこし協力隊の採用に合わせまして、このデジタル技術を活用したものづくりというものを始めておりまして、指導する担い手、こういったものが現在確保されつつある状況にあります。

卒業後におきましては、ものづくりやまた今建設されております新文化拠点でのこの学び合いのサイクルの取り組みにもつながる活動の方がされているところがございます。

現在保有しております機材の中でも、使用頻度の高いレーザーカッターにつきましては、耐用年数が 10 年となっております、これまでの間につきましても、保守の方行いながら、利用の方を続けてきたところがございます。

今後におきましても、このメンテナンスの方ですね、しっかりと行った上で、何とか今の現在ある機械をですね、使っていきたいというところで、今のところは機材の更新というのは、考えていないというところがございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今のところは考えてないということですが将来的にはどうです。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。このですね、発明ラボの導入時にも、町としてこの事業をどこまで継続していくのかっていうのが議論の中でありました。で、当初にこのラボを導入した時もですね、そういった人材が町のこの事業からですね、独立して、そういったところが事業としてですね、行いうようになっていくっていうのが、当初の目的にもありましたので、今、人材がそろってきているというところですので、何とかこういう事業所として、事業が継続されて、また今子供たちがこの放課後発明クラブとしてやっておりますが、こういったものもですね、事業として成り立っていくというところを何とか目指してですね、やっていきたいというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

お答えをいただいたようないただかなかったような感じでございますが、ぜひですね、そういったことも将来的には考えながら、やっぱり佐川に行けばこれがあるということでおいでくださる優秀な方もおいでだと思いますので、検討を続けながら、今のところはね、まだ買う予定がなくても、ぜひその辺を検討していただきたいと思いますし、私がラボ行ってる時も、佐川町の機械があるから、その機械があるからということで、わざわざよそからそれを使いに来ていたようなこともありました。

今ある機械がね、本当に優れたものであるということは認識をしておりますが、さらにですね、もう一步進める何かっていうのが必要かと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、佐川町では、子供を、に、子育てについて話したいと思いますが、佐川町では子育てしやすいまち宣言を出して、給食費の無料化や、来年からは高校生までの医療費無料化が実現します。

子育てに関して調べてみますと、あることに気が付きました。学校給食費は完全無料となっています。保育所では3ないし5歳児は副食費は無料になりました。もしかしたらゼロから2歳児は給食費が保育料に入っていますから、ここだけが有料になっているなあということを気が付きました。

今、国の施策で3歳から5歳までは保育料無料、ところがゼロ、1、2歳は無料化していません。ここが無料化できると生まれてから中学卒業までは安心して育てることができます。

佐川町には同時入所の時の第2子の無料化や、多子世帯の第3子、無料の制度があります。今、ゼロないし2歳児は何人いて、そのう

ち何人が保育料を支払っているのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

乳児のクラス、ゼロ歳、1歳、2歳、のクラス。こちらにですね、在籍しております数ですけれども、令和6年2月1日現在で、佐川町内の在住者のうち、町内の保育所7園、こちらに通っている乳児さんは149人。それから他の市町村でですね、委託ということで広域委託をお願いしている乳児さんが1人ということで、合計150人というふうになっております。

このうち、保育料をお支払いいただいている乳児さん。こちらはですね、議員先ほどおっしゃっていただいた、多子世帯の制度とか、同時入所の2人目以降の制度とか、そういったものを以外の方で、57名というふうになっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

今、保育料を払っているのは、多分全部で人数が300人程度おるんですが、その中の57人でしたかね、だけです。

私も出生数を調べてみましたが、令和4年から令和2年の3年間で、佐川町で出生している人は約160人。

ゼロ、1、2の入所者数が150人ですからほとんどの方が保育所を利用していることとなります。ゼロないし2歳児の保育料無料化は、来年度から宿毛市で実施されるようになっていきます。また東京都も無料化を発表し、全国的にこの波は広がっています。

国も異次元の少子化対策をするというふうに言っています。子育てしやすいまち宣言を出している佐川町でも、ゼロないし2歳児の保育料無料化をして、子育て家庭の経済的負担を減らすようにしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

佐川町ですね、独自の子育て支援策としては、先ほども議員おっしゃっていただきました保育、副食費の無償化とかですね、あとは、この4月から乳幼児の医療費助成、18歳まで引き上げるということ、それから妊娠の28週目以降の子供さん1人につきですね、町独自で10万円の出産準備支援金、こういったこともやっております。積極的にですね、少子化対策に取り組んでおるところでございます。

乳児の保育料の無償化につきましては、これはですね 57 人とはいえ、多くの財源を必要とします。こちらはですね、令和 5 年度ベースでも、無料化をするにはについては 2 千万円弱ぐらいの財源が必要でございます。こういったところもありまして、現在のところ実施に向けた検討はしておりませんが、議員ご指摘のとおり、少子化対策として、完全無償化を実施する自治体が少しずつ増えてきております。こういったですね、全国の自治体の動向は注視をしていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしても、こういった引き続きですね、自治体の動向を注視しつつ、佐川町として少子化対策を効果的に進める上で、こういった施策を打っていくのかということ。これは財政等優先順位を見極めながら、対策をの充実を図って参りたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、佐川町はいっぱいやっていただいているというのは重々承知をしておりますが、佐川には基金がまだ 40 億円ぐらいありますし、ふるさと納税も年間 3 億 5 千万円ぐらい、そんないろんなことの活用でぜひ実現していただきたいと思っております。

移住をするときにですね、子育てについて問題になるのが住居のことです。奈義町では民間業者が賃貸住宅を建てるときに補助金を出していました。賃貸住宅不足を解消するため、民間賃貸住宅の建設を補助しています。戸建て賃貸住宅には一戸当たり 100 万円、集合住宅には一戸当たり 50 万円。空き家リノベーションによる賃貸には一戸当たり 100 万円、民間の力を借りた住宅提供が多い実態がありました。また、町営住宅も計画的に建設しています。

こんな制度もそういうその民間の力を使った、補助金を出し町が補助金を出して、民間の力を使った住宅の供給ということについてはどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

岡山県の奈義町につきましては公営住宅が満室であることや、紹介します空き家がなく、移住などの町外からの人に来て欲しいが住むところはないという課題がある中、民間事業者などへのそういった補助が、町の単独事業として取り組んでいるということをお聞きいたしました。

現在佐川町の町営住宅につきましては、近年、募集の方をしましても、募集が応募が募集数を下回っている状況が続いております。また移住促進住宅や空き家活用住宅につきましても、現在5棟程度入居の方が可能という状況になっております。

このほか近年では空き家バンク、こちらの方の登録の方が増えてきておりまして、2月末の時点で売買や賃貸などで16件の住宅の方、ご案内することができるという状況になっております。

こうした中、現在のところといたしましては、既存の公営住宅等の活用に加えまして、こうした空き家の掘り起こしを行うなど、若者や移住者に対する住宅の確保を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。0

9 番（坂本玲子君）

本当に最近私も空き家バンクを見ましたら、結構な数が載っていたというふうに理解をしていますが、それでもまだ佐川には誰も住んでいない住宅がたくさんあります。そしてそれを、が活用できていない実態があります。

空き家を放置する理由として、家の中に処分できないものがある。家を取り壊すには費用がかかる。家を取り壊すと税金が高くなる、帰ってきたとき使いたいなど、様々な理由があります。しかし、ここ空き家には税の優遇措置がなくなる方向で動いています。

先日視察しました日南町では、住んでいた方がお亡くなりになったとき他町村の方が相続している場合は、固定資産税の納税通知のとき、その物件の所有を続けるデメリットや、どう活用できるかをお知らせすることによって、空き家の活用を推進しているそうです。これを行うことで成果も上がっていると聞きました。これは佐川町でも簡単にできることだと思います。

また、町外の方が相続するだけでなく、町内の方が相続した場合でも、住んでいた方がお亡くなりになり、納税者が変わった場合、そのすべての人に固定資産税の納税通知の時に、その物件の所有を続けるデメリットや、どう活用できるかお知らせすることは有効かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

ちょっと税の優遇のところまでは、ちょっと今考えられていなかったですが、空き家への登録の件につきましてですとか、あとそう

した除却、こうした事業の説明等につきましては、令和6年度の固定資産税納付書の通知の時にですね、そういった通知の方、チラシの方、同封させていただいて、ご案内の方させていただきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ見て、やっぱり空き家にしといたらいかんと思うようなチラシを作ってください、みんながね、そういうことをしていけるようになったらいいなと思います。

また、佐川町のホームページで、移住定住のところを開きますと、教育子育て住宅についての項はありました。しかし、働く視点での案内はほとんどありませんでした。

四万十町のホームページでは、移住のところを開きますと、働く・住む・暮らすの3視点で、働くの項目には、町の求人情報や短期にお試して働けるところ、農業や漁業に就労する手だてまでが書かれていました。こういった視点も大事かと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

移住を決める上ではやはり働くところと住むところということが言われております。その中で、そうしたですね、どこまでの情報が載せられるのかっていうのも、もう一度ですね、しっかり関連する課、それから外部団体、ここともですね、協議もしながらですね、載せる内容をですね、積極的に載せられるよう、検討の方を進めてまいりたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当によろしくお願いします。

奈義町とか日南町で様々な施策をやっているということを聞きましたが、私の記憶ではそのほとんどが佐川町もやっている施策。佐川町は頑張ってるなと思いました。それが町民の方たち、あるいは移住者の方たちに知られていないっていうことがもったいないなあというふうに思います。

例えば、奈義町は給食費の半額を町で負担するとなっていますが、佐川町では全額補助です。本当に佐川町よくやってくれてるねってみんなが言うてくれるのが当たり前みたいな気に、私はなるんですけども、その移住を決めるせっかく決めるときに、ホームページ

を開けても、そういうものがわからないと移住を決めることにつながらない。この件はそのホームページの改善という点では、何度か議会で取り上げていますが、改善されない理由はどこで、どこなのか、ホームページの作成はどうやっているのか、まずお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

坂本議員おっしゃいましたように、事業のですね、やはりそういったいい事業やってるけど、上がっていないっていうのも実際ございますし、それからあと検索の仕方といたしまして、課とかの組織別でありますとか、分類、またライフステージごとにですね、それぞれの方面から検索する機能がございますが、ホームページを情報アップする時にですね、そういったところからいろんな手段、手法からこうしてリンクできるような設定、こちらの方がちょっと十分にできていないということがちょっとわかってきておりますので、そちらにつきましてはまたこれからですね、それぞれの課でホームページの方に情報あげますが、そういった時にも関連するところは、すべて引っ掛かるような形でですね、設定をしていくようなそういった取り組みの方ですね、再度周知していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、ホームページ、私探していて今回びっくりしたんですが、佐川町のホームページで今回の奨学金返還支援について調べてみました。ライフステージで探す、分類で探すでは出てきませんでした。組織で探すところの教育委員会を開く、あるいは移住定住で教育を探すと出てきました。こんなところが連動できてないということが不思議です。

私はそういう、施策があるということを知っていて探してそれぐらいわからないと。何にも知らない人が佐川町こんなにいいねっていうことに行き着くはずがない。

また、その奨学金については何とか探せましたが、例えばきっと町民の方なんかは、社会人になって趣味や運動をやりたいときに、町にどんなクラブや組織があるか、どう参加できるのか、そんなこともこのホームページではわかりません。

産業振興課でもお知らせの類いはありましたが、農業や仕事をすると、どんなサポートがあるのか見つけられませんでしたし、町

民課でもせっかくごみ出しサポートの制度を作ったのに、見つかる
ことができませんでした。

今のホームページは、町がお知らせをしなければいけないことや、
知らせたいことを優先しているような気がします。例えば納税はい
つまでにしましょうとか、届け出はこんな届け出が必要ですとか、
役場が知らせたいことを書いているのが主かなと。で、わかりやす
くするには町民や移住者の立場に立って、知りたいことがわかるよ
うにしなければなりません。

例えば納税できないとき、困ったな、どうしたらいいかなあとか、
子育てで悩んでるとき、生活が困窮しているとき、住宅で困ってい
るとき、仕事を探しているとき、参考になるようなそんなホームペ
ージになったらいいと思います。

移住者だけのためじゃなくって、佐川に住んでる人すべてが、佐
川の町政を知って、それをいかに活用できるようなホームページに
なって欲しいと思っています。これはそんなに難しいことではなく
て、各課で今継続的にやっている事業をすべてピックアップして、
その事業内容や利用可能な対象者について簡単に書いて、担当部署
を明記する。

もちろん社協とかJ Aに委託している仕事もありますから、そう
いう事業も含めてですね、そういうリストアップして誰対象かって
いうのがわかれば、情報が一覧で見られるようになります。

それができると、本当に使う方が随分楽になるし、困った時にパ
ッとホームページで調べてみようっていうふうになるんじゃないか
と。こんな必要な情報が必要な人に届く、ホームページに改善して
いって欲しいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

先ほどと重複する部分もあるかと思いますが、やはり情報を上げ
る方ですね、やっぱりその利用する方の立場に立った、やっぱり
考え方が必要になってくると思いますので、そういったところをで
すね、もう一度しっかりと周知しながらですね、業務取り組みの方
進めてまいりたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ使いつつ必要な情報が届くようなホームページにしていだ
きたいと思います。実はですね、この前くらしの便利帳っていうの

が全戸に配られたようですが、56 ページにもわたる、でこれは何でも書いちゃうろうと思いながら見ましたが、中身を見てちょっとがっかりをしました。何か厚い宣伝誌を見ている気分でした。

この1冊より、四万十町が出しているA4表裏の「ご存知ですか？あなたとご家族のための支援制度」というパンフレットがあるんですが、それは課長もお手元にあるかと思いますが、これ、このA4、1枚で私の必要な情報がたくさん書かれていました。

ホームページの改善はまさにこういうことで、必要な情報が必要な人に届くような改善をしていただきたい。再度言いますが、人口減少を緩やかにするためには子育てしやすいまちにしていこうこと、UターンやIターンを増やし、移住対策をすることで社会的減少を少なくしていくことが大切です。

佐川町は子育てしやすいまち宣言を出しています。しかし、あと一歩サポートがあれば、もっと子供を産み育てることが楽しみになります。2人3人と子供を産みたくなる人が増えるでしょう。

ゼロないし2歳児の保育料の完全無料化を、ぜひ佐川町で実現させていただきたいと思います。また、移住者や町民が町の制度や支援、文化、歴史を知り、佐川に住んでよかったと感じられる魅力的な佐川の実情がわかるホームページに、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

通告書では、高齢者の集う場についての質問を予定していましたが、今回は予定を変更して、この質問を省略したいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で9番、坂本玲子さんの一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、7番、西森勝仁君の発言を許します。

7番（西森勝仁君）

おはようございます。7番、西森勝仁です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、新年早々の1月1日午後4時10分、能登半島で発生しました地震により被災されました方々に対しまして、心からのお見舞いと犠牲になられた方々の安らかなご冥福をお祈りする次第であります。

こうして、熊本に引き続き、今回、今回も震度7、マグニチュード7.3の大きな地震が発生したわけではありますが、ちょうどこのときに、二組の高知県人の方が現地を旅行中だったようでありまして、その時の体験談が高知新聞にも掲載されておりました。

1人の方は乗っていた車が1メートルぐらい飛び跳ねた、とこう話し、もう1人の方はタイヤが外れたかと思うと、次の瞬間車がひっくり返るほど揺れた、こう話しておるわけであります。

こうして甚大な被害が出たわけではありますが、濱田知事も人ごとではない南海地震対策を強化する、こうおっしゃって、当初予算も1月の終わりに急きょ増額されたようであります。私も人ごとどころか、必ず明日は我が身と思っています。

ところで、佐川町も以前からこの南海トラフ地震対策については、ずっと警鐘を鳴らし、また何回となく、当時の高知大学の岡村眞先生や鳥取地震で陣頭指揮をとられた西伯町の坂本町長にも何度か来ていただきまして、講演や教訓、そして心構え、さらにノウハウなどについてお話を聞き、準備をしてきたところではありますが、南海地震の発生が段々差し迫ってきたこの時期、この十年間ぐらいはこうした話を聞いたことがありません。

岡村先生の講演によりますと南海地震は歴史が証明し、必ず起こる巨大地震で、震度は6以上。揺れるのは、南北に70センチの幅で、70、これぐらいです。これぐらいの幅で、ガタガタガタガタガタと強い揺れが100秒以上続くとのことでもあります。

このメカニズムにつきましては、皆様ご承知の通りではありますが、駿河湾から土佐沖を通り日向灘に至る海底に南海トラフという断層がありまして、ここに太平洋側からのプレートが1年に約6センチぐらいずつ沈み込んでいるために、地震が起こることでもあります。今、地質館に展示してありますあの枕状溶岩も、赤道付近からプレートに乗って運ばれて芸西海岸までたどり着いたものを展示しているわけでもあります。

この南海トラフの内側に東海地震と東南海地震、南海地震の、い

いわゆる地震三兄弟といわれる震源地があるとのこと。

記録によりますと、1605 年と 1707 年の地震の時にはこの三つの大きな地震が同時に発生。また、1854 年には東海と東南海が同時に発生し、その 32 時間後に南海地震が起こっているわけであります。

最近では、昭和 19 年に東南海、その 2 年後に昭和南海地震が起きているわけでありますが、その時、東海地震は起きていないので、このため、エネルギーはそのまま残っているので、次の南海地震はとても大きいと言われているところであります。

ここに 2002 年 8 月 31 日のこうした新聞があるわけですが、これ、これによりますと、その大きさは阪神の 50 倍。また、東北の 11 倍とも言われております。そして、2003 年、平成 15 年 4 月 18 日の高知新聞のトップの見出しは、それもここにありますが、これがトップの見出しです。本県死者最大 6,200 人、こういうふうに報じられているわけであります。

こうして大きな被害が想定される中、佐川町におきましても、以前から災害対応マニュアル、こういったものを作成し、準備を進めてきたところでありますが、ずっと以前の想定死者数は 14 人、その後の改定では 9 人に減りました。

そして、平成 23 年 7 月に作成した南海地震応急対策活動計画では、死者 20 人。さらに、その後、平成 25 年 5 月 15 日に当時の高知県知事が記者会見をいたしまして、県内市町村の被害想定数を発表しているところでありますが、それによりますと佐川町は家の下敷きになって亡くなる方が 90 人となっていて、随分開きがあるところであります。

あれから 10 数年経ちまして、耐震化も進んでいることとは思いますが、現在、全壊家屋、そして死者の総数はどれぐらいを想定しているのか、お尋ねします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 36 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（片岡和子君）

西森議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

現在公開されております被害者想定につきましては、現在でも平成 25 年 5 月のものが最新となっております。佐川町では当時の最新の科学的知見に基づく、発生し得る最大クラスの地震が発生した場合、L2 クラスと呼ばれるもので、倒壊や火災により被災する建物は 1,400 棟、死者数は 90 人に上ると推計の方がされております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

現在も当時の知事が発表した 90 人が想定されているようですが、これが多いか少ないかということは私は全くわかりませんが、能登地震の場合でもですね、石川県が想定した死者数は 7 人でありましたが、実際は 35 倍の 241 人、現在で 241 人の方が亡くなっているわけであります。

建物の全壊数は想定が 120 棟に対しまして、実際は 2,430 棟以上だったようであります。この教訓を生かすために、政府の中央防災会議も今審議を中断をしまして、南海トラフ地震の被害想定を見直しているようであります。

佐川町の場合も今火災を含めて全壊が 1,400 もあるというご答弁をいただきましたが、1,400 となると、お亡くなりになる方も、90 人どころではないかというふうに、非常に心配をするところであります。

佐川町においても、早急にこの地震のどういいますか、対策いいますか、町民に対して警鐘を鳴らし、危機管理意識を高めていく必要がありますはしないか。決して住民に恐怖心を植え付ける、恐怖心をあおる、こういうことではありませんけれども、それも一つの対策であろうと思いますし、今ならまだ間に合うと思いますが、どういってお考えかお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほども坂本議員のご質問にお答えをしたところですが、能登半島地震の発生を受けまして、被災地の惨状など映像などを通じて、住民の方は、目の当たりにしまして、危機意識の方は高まっていると認識をしております。

こういったことから、例えばですけれども、防災講演会などをい

たしまして、地震のことについて深く知っていただき、南海トラフ地震に備える行動の方をとっていただけるよう、意識の高揚を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

7 番（西森勝仁君）

今ご答弁いただきましたように防災意識の高揚を図る、これ、こういうことはもう早急にしていただきたいと思います。

住民にこういう警鐘をしっかりと鳴らすことによりまして、濱田知事も言っていますけれども、この死者を限りなくゼロに近づけるということに尽力していただきたいと思います。

次に先ほど来るる申し上げてまいりましたけれども、岡村先生の地震対策の講演してもらった時に、もうこの頃にはすでにもういつ起きても不思議ではない、こう言われておりましたし、30年以内に起こる確率は40%と、こう言われていたところでありますが、当時岡村先生は南海地震はまだ起きない、今は対策をして準備をしっかりする時期である。南海地震というのは、阪神のような子ども地震が五つ六つ起きてから起こると言っていました、あれから30年近く経ちまして、先生が言われていたように、地震も、阪神、中越、鳥取、東北、熊本、能登と六つ起こってまいりまして、いよいよカウントダウンが始まったのかなと、大変心配するところであります。

そして2020年11月24日には、政府の地震調査委員会も30年以内の確率は7、80%に上がった、こういうことを公表しているところであります。

また、当時岡村先生からもらった資料を見てみますと、くしくもXデーは2025年、つまり来年であります、これは決して先生が予想したものではないとは思いますが、それに、ちまたでは、Xデーは来年の7月やと、こう言うまことしやかな話を耳にするようになって来ましたが、この情報の出どころは定かではありません。

こうしてXデーが迫る中、生死を分けるのは紛れもなく、家の耐震性であります。家が潰れないようにすることです。

このことにつきましては、先ほどの坂本議員の質問と重複する部分もありますが、住宅の耐震性能とはどこまで進んでいるのか、また、昭和55年の耐震基準導入前の老朽家屋、老朽家屋とといいますか、耐震性のない家屋はどれくらいあるのか。簡潔にお答えを願います。

建設課長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。

令和５年度末のですね、住宅耐震化事業の実績見込みとしましては、住宅耐震化率は 67.2%。これは住宅の総数 5,655 戸のうち、耐震性がないと見込まれる住宅が 1,855 戸となっております。

７ 番（西森勝仁君）

今お答えいただきましたように 67%。こういうことでありますが、全国平均が 87%ということですのでかなり低い。残りもかなりあるようであります。

能登でも耐震率が非常に低かって、穴水町では 47%、そしてどの市町村も 50%前後とこういうふう到低かったようではありますが、この原因は高齢者がいつまでも住み続けるわけにはいかない、そういった家に多額のお金を出せないということで、耐震化が必要な家ほど、手つかずになってしまったと、こういうことであります。

佐川町も全く同じでありまして、戦前に建てられた農家住宅などは蚕の蚕室や農耕用の牛馬のだやが一つ屋根になっておりまして、とても広くて、耐震化には 500 万、600 万もかかるとのことで、私の友達も地震が来たら確実に潰れるろうけんど、もうようせん。またある人は、地震が来たら潰れた家の中におるので精一杯早う出してよと、息子に頼んであるとこういうことであります。

こうしたから、こうした方々から寝ている部屋が潰れないように、1 部屋だけでも耐震化するために補助金を出してもらえないかと。

こういう住民の声で、悲痛で切実な願いを叶えてやることができないものかお尋ねをします。

建設課長（吉野広昭君）

はい。西森議員ご指摘されるとおりですね、延べ床面積の広い家をですね、一軒丸々耐震補強する場合、施工箇所が増すことによって、工事費が高額になるというふうな傾向があります。そのためですね、自己負担額が増すことによって工事の方をちゅうちょされる方がいらっしゃることは十分今も認識をしております。

工事費をですね、抑えて、自己負担額を減らして、いかにですね経済的かつ効果的に命を守るかということを考える場合ですね、ご提案の住宅の一部に限ってですね、耐震化工事についても助成の対象とすることも選択肢の一つと考えております。

７ 番（西森勝仁君）

効果的に今補強ができるようにと、それと私の質問にも答えてい

ただいたように、住宅の一部もできるように、検討していただけるような答弁だったというふうに解釈をしております。しかし、この差し迫った南海地震に遭う確率は家の中にいるときが60%、こういうことだそうです。まして今、佐川町は高齢化率が41%を超えております。近くなっております。もう昨日あたり超えたんじゃないかと思いますが、人数にして約5千人近くになります。また後期高齢化率も23%を超えております。

高齢者というのは、もう暑い日、寒い日、雨の日と、ほとんど家の中にいるわけでありますので、この家の中で地震に遭う確率というものぐんと上がってくると思います。

東京大学の廣井悠教授も1月5日の高知新聞によりますと、耐震化の進まない地域にあっては、一部を簡易的に補強することによって、この命を守るためでありますが、市町村がこのために補助金を出すべきだと提言をされております。

濱田知事もこうして命を守るための政策費として、自由度の高い市町村が使いやすい補助金、これを10億円も追加して当初予算に盛り込んでいただいております。これも使えると思いますが、この10億円というのは各市町村の執行部の知恵の出し合いじゃないか、こういうふうに思うところであります。

お金がないから、家が潰れて命を落とした、ということでは余りにも酷いし、また佐川の発展のために尽力してきた方達が、人生の最期は家の下敷き、生き埋めというのは、余りにも酷い話で地獄であります。

今議会に提出されている補正予算を見ますと、大体31億円弱ぐらいの交付税が入っているわけでありますが、この交付税の算入にあたって以前聞いたことがありますけれども、佐川町の場合は1人18万から20万程度が入っているんじゃないかと言うことでありましたが、その半分としましてもですね、1人10万としまして、夫婦で20万であります。10年、長生きしていただいたら、100万、200万ということになります。

今、開会中の県議会の一般質問の中でも、西森雅和議員の質問に濱田知事が答えておまして、この死者というのは限りなくゼロに近づけていくと、こういう強い決意を表明されておるわけでありまして、命が第一であります。

この、こうした施策をしていただきたいわけでありますが、また

これ、住民と信頼関係、あるいは権利義務の関係で、平たく言いますと、住民には納税の義務が当然あるわけでありまして、この切迫した時代を担当する担う町長は、住民の命を守る義務と責任がありはしないかと思うわけでありますが、先ほど建設課長から答弁をいただきましたが、検討はしてくれるということでありますが、こういったものはもうXデーが来年の7月というように言われ出した今、もう早急に対策をしないと、全く後の祭り、こういうことになりかねません。

そして、ええかげん人口が減っているのに、これぐらい下がったら転出、避難して転出する、能登の方もどんどんどんどん減って、大分、もう出ていったら帰ってこないと言われていますが、そういった人たちが増えています。これはもう町長の英断以外ないわけで、町長の1日も早い決断を願いたい。

この制度仕組みにしても、これは条例ではなくって、要綱で今の制度も要綱で決めているわけでありますので、これはもう全国に先駆けて、先進地もあるようではありますが、1日でも早い制度を仕組んでいただいて、交付してもらいたい、こういうふうに思うところですが、町長のお考えはいかがなものか伺います。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど建設課長の方からも答弁させていただきましたが、住宅の1戸に限った、一部屋に限ったですね、耐震化につきましては、自己負担を負担額を減らして、経済的効果的に命を守るといったことを考えますと、選択肢の一つであるということは考えております。

しかしながら、現在はですね、国県による補助制度がないような状況です。町単独事業となってしまうのが現状なんです。今後は本当に命を守る選択としまして、濱田知事もおっしゃっておりますように、もちろん佐川町で死者をゼロに近づけていかなければならないということも十分考えておりますので、補助制度のある団体や愛媛県などの先進事例もですね調査をしながら、早いうちにですね、こういったことができないかどうかを十分検討して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

7番（西森勝仁君）

今、町長の答弁をいただきましたが、もう一步を踏み込んで積極的にこの命を守る政策につきましては、実施していただきたいと思

います。

悠長なことを言っていったら、本当にもう後の完璧にまつりとなってしまうし、人口がどんどん減っていくということになりかねませんので、この事業をいち早く成功させて、南海地震の時に佐川町は死者ゼロということでありましたら、その暁には町長の銅像ができるかもわからん、こういうことですので、積極的に次に話し合うときまで、なおざりにせんずく、庁議でも1回この議会が終わりましたら、話をしてもらいたいと思います。

この件につきましては、次の6月議会で進捗状況をお伺いしていくことといたします。そしてこのような大災害が起きれば、災害対策本部が立ち上がるわけですが、今は昔と違って町外の職員も非常に多いことでありますし、スムーズに立ち上げて、町民に寄り添うことができるかどうか、不安な点もあるわけですが、以前、西伯の坂本町長の講演から、対策本部についていろいろなノウハウを聞いたことがあります。

まず開口一番でありましたが、地震は当分続くものと覚悟せよと、こういうことに始まりまして、対策本部では町長が果敢に陣頭指揮を取っている姿を住民に見せることが大事。そして行政無線を使う場合は、町長自らの声で呼びかける。また、住民の情報に即断即決することが必要なために、隣の席には議会議長、消防団長、それに可能なら県の職員も要請しておいたほうがいい。

これはいろいろな決断事項について相談をして、即決定し、即実施するということであります。また、何よりも、指揮命令系統が混乱しないようにと、そしてまた自衛隊の要請とかその手順についても聞いたわけであります。

それに避難所を開設した場合は、町長自らが出向いて激励したほうがいいと。こういうふうな教訓やノウハウについて習っているわけでありまして、その時の資料、レジュメなども総務課の方にファイルしてあるとは思いますが、こうしたことを参考にした訓練はされているのかお尋ねをします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

訓練についてですけれども、毎年度1回ではありますが、全職員を対象にいたしまして、災害発災から発災後6時間までを中心に、訓練シナリオをできる限り事前に通告しないブラインド型での訓練

を実施しており、この中で、災害対策本部の運営訓練も行っているところでございます。

この訓練におきましては、より実践的な内容で行ってはきてはおります。今後につきましても、考え得る限りの想定に基づく訓練を積み重ねて、発生いたしました課題に対しましては、早急に対応策を検討し、一つ一つ確実に解決をしていきたいと。

そして、大規模災害発生時にも、行政機能の混乱を最小限におさえまして、役場の災害対応能力の向上に努めて参りたいと考えております。

先ほど議員さん、西森議員がおっしゃいました、指揮命令系統、こちらの訓練の方なんですけれども、実際、町長レベルにおきましては、研修等を受け、災害発生時にはこのような号令というか、命令をするようにということで、訓練の方をさせていただいているところでございます。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいまの答弁によりますと、毎年 1 回全職員を対象にした、いわゆるブラインド型の訓練を実施されているようでありますが、この南海地震というのは、台風災害とはわけが違うわけでありますので、平時に今私が言いましたように、相談するために、議長、消防団にはもうこの議会が終われば、ひょっと、大地震が来たら連絡する間もない。おそらく通信網がずたずたでありますので、その時には災害対策本部に詰めてください、こういうふうに要請をしておいたらいかがなものかと思うわけであります。

そしてまた今までの情報からして、今度の南海地震は世界に類を見ないような大地震になるかもしれないということであります。被害設定も今説明はいただきましたが、これも最大限に設定して取り組んでいただきたいと思います。

陣頭指揮をとるのは当然町長であります。町長、副町長、そしてその次に総務課長、町長、副町長もこれ皆さん被災することでも十分考えられますし、そしてちょうどその時に出張、こういったことも十分考えられて、帰れない、こういったことも起こっています。西伯の場合も出張中やったけどやっと帰ったと。そして大川村の合田村長は、豪雨災害の時には、道が寸断して帰れないので、川を遡上して帰った。帰れるうちはいいわけですが、帰れないときも当然ありますので、その時にも誰がどういうふうに指揮をとるの

か、船頭を多くつくれというわけでは決してありません。

指揮命令系統、もう1人の人が命令しないとバラバラになったらそれはぐちゃぐちゃです。そのあたりも、混乱の要素になりますので、そういったことのないように訓練をしておいてもらいたい。訓練でできないものは本番では絶対できない。こういうことになります。

今、言いましたとおり、何もかもそんな訓練をしてなかった想定外やと、こういうふうになったらもう何の役にも立たないわけでありますので、十分訓練されるよう、重ねてお願いをしておきたいと思います。

通常想定されるようなことではとてもいかんと思いますので、こういったことが想定外のことが想定されることを念頭に、皆で話し合ってもらって、その訓練をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次にボランティアの確保であります。これも被災地からの体験談からあります。泊まるところがなければボランティアの受け入れができないということです。

高齢化の進んでいる佐川町にあっても、自助、共助など、平時に使う簡単な言葉で言っても、実際、重い冷蔵庫や家具などを運び出すことはなかなか無理です。若いボランティアの方々の力がなければ、生活の復興の第一歩が踏み出せません。

先ほども申しましたが、岡村先生の話によると、もし地震三兄弟と日向灘の断層が同時に動くとなると、静岡から九州までの太平洋側は壊滅状態になる恐れがあるということです。黒潮町などには、高さ30メートルほどの津波が来るかもわからないと言われております。30メートルと言いますけど、30メートルと言いますと、あの辺りに見える電柱、あれが電力の関係者によりますと、あれが16メートルだそうです。あれの約倍。そうすると太平洋側に住んでいる人はボランティアに行くところではない。佐川町に来てくれるとしたら、日本海側に住んでいるとか、東北、北海道からのボランティアということになるわけでありますが、この間も2月24日の高知新聞に出ておりましたが、四国、特に高知であります。アクセスが悪く、支援の手はなかなか届かない、こういった記事が載っておりました。ボランティアがいなくて一番困るのは町民です。以前こうした件につきまして堀見町長に一般質問をしたところ、ボラン

ティアが来てくれるというのなら、寝るところも何もかも自分で手配して自己完結型で来てもらいたい。こういう答弁でした。

これではボランティアに行きたくても、寝るところの手配もできなければ行くことはできません。また昼間、重労働で疲れたボランティアが、夜はせめて手足を伸ばして休めるところがなければ、ボランティア自体の体が持ちません。坂本町長が言うには、こうした災害ボランティアには数に限りがあるとのこと。このボランティアの確保対策はどうされるおつもりか、お尋ねをいたします。

町長（片岡雄司君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

災害ボランティアの方々の確保につきましては、あくまで被災者が優先でございますので、ボランティアの方々には極力ですね、自己完結で対応活動取ってもらいたいとは考えておりますが、以前に西森議員からご提案をいただいております、町内の施設ですね、そういったところも調査をしながら、例えば、大きい体育館のような施設がいくつかあると提案をいただいておりますので、そういったところも調査をしながらですね、協定書を結ぶようなことはないんですが、もし有事のときには、利用させていただきたいというようお願いはしていかなければならないと考えております。

それにつきましてもボランティア団体の方の対応につきましては、佐川町の社会福祉協議会ともしっかりと協議をしながら、進めたいと考えております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

今、町長の答弁によりますと調査をしながら進めていってもらくと、町内にどういうところを、公共施設、公民館、これは住民とかそういったものが最優先になろうかと思っておりますので、なかなかそういったスペースはなかなか空きがないと思います。

こういうことから私も以前に町内を見て回ったところですね、民間の施設ではありますが、新しい施設で現在使っていないような、見る限りですね、使っていないような施設がありまして、2、3カ所あるわけですが、ここにもトータルで50人ぐらいは宿泊できるようなスペースになろうかと思っております。こういうところを平時の今のうちに、早いうちにですね、打診をしまして協定を結ぶとか、もう事が起こってからじゃもうそんなようなことをするまもないし、話をできる相手もいなくなる場合が想定されますので、早めに準備を

していただきたいと思います。私も相談していただければ、一緒に同行してお願いをすることといたします。

こういう泊まる場所があるよということになれば、今の若い人はSNSで情報伝達が非常に早いですので、ボランティアに行っても高知県には泊まる場所がないけど、SNSで、佐川は寝泊まり、雨露しのぐところがあるよということを発信していただけたら、少しでも多くのボランティアの方が来ていただける可能性があると思います。

ボランティアも1人じゃ何もできません。最低冷蔵庫を出したり家具を出したりするにも、2人、3人じゃないとできないと思いますので、よろしくお願いします。

次に災害が起こりますと、大量の災害ごみが発生することになりますが、能登の場合57万トン、あるいは60万トン、こう言われておりますけれども、妙にピンときません。平時の100年分あるいは130年分、こういうふうに言ってくれましたら大体の想像がつかますが、これも被災地からの教訓であります、このごみを仮置する場合にも分類しておくか置かないかということでは、後々いずれ仮置ですので、処理をせないかん。この時にそれを分けないかんと大変な作業が出て、事後処理に何億円も差がつくとかこういう話も聞いております。そうかと言いましても、佐川町にはそんな大量のごみを仮置できるじゃいうような場所は、広いスペースと言えば学校の校庭ぐらいしかないわけであります。

以前に消防団の方と見て回ったところ、鳥の巣にあります、大阪セメントの土地に着目をいたしまして、これは以前からお世話になっていたところではありますが、ここが約18反あまりあります。ここを相談しまして協定を結ぶことができておりますが、あの契約には使用期限期間、いろいろな制約もあったと思いますが、今はどうなっているのかお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

平成23年8月23日に、個人名は当時の方となりますが、住友大阪セメント株式会社高知工場執行役員高知工場長山本繁実氏、佐川町長榎並谷哲夫氏との間で、鳥取県南部町長坂本昭文氏立会のもと、南海地震等大規模災害時における土地使用に関する協定書の方を締結しております。

協定期間につきましては、この協定の中で、協定の締結日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに、住友大阪セメント株式会社と佐川町のいずれからも文書による変更解約の申し出がないときは、本協定は有効。失礼しました。有効期間満了の日の翌日からさらに 1 年間継続するものとし、以降も同様するというふうに示されておりまして、この内容に基づきまして、この協定につきましては現在まで更新をされております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ご答弁いただきましてありがとうございます。今も続いているということで一安心をいたしました。

以前私が担当課長にあの土地はどうなっちゃうよとこういうふう聞いたときに、もう佐川町に買うてくれんろうかと言われるし、それからまた売るかもわからんというふうに言われていると、そういう話を聞いていたもので、非常に心配をしておったわけであります。

ずっと昔のことですが、昭和 50 年の台風災害の時には、こうしたぼったり雨に水に浸かった畳あるいは家具、こういったものを柳瀬の川原で何日も何日もかけて焼却したわけでありますが、今はとてもそんなことはできませんので、これからも継続して、大阪セメントの広い土地が借りれるようお願いしたいと思います。あそこは一方通行で車が処理できます。鳥の巣の方から入って美都岐の方に抜けることができますので、渋滞も緩和できてあそこが最適な土地だと思いますので、後のフォローもよろしくお願いしたいと思います。

最後であります、令和 5 年 12 月 28 日の高知新聞によりますと、国道 33 号いの越知バイパス案が決定になったと報じられておりました。これによりますと、佐川の町の中は通らず、どうも J R の線路沿いに日高から加茂、下山をとおり、越知に抜けるような案であります、その幅につきましては 1 キロほどありまして、まだ確定は随分先だと思います。

こうした案が新聞に載りましたものですから、町民が非常に心配しておるわけです。この案につきましては、以前、国交省の方からも、整備計画について調査もあり、現道拡幅案もありましたので少しは期待をしておったわけでありますけれども、国が決めた以上は、

なかなかこれは覆すことはできない。そのために佐川が寂れはしないか、今後、これから佐川の繁栄策についてどのようなビジョンを持っておられるのかをお尋ねをします。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

先ほど議員、西森議員の方から質問がありましたが、令和5年の12月の28日の高知新聞の方に掲載をされましたとおり、いの越知バイパスの案が、加茂から下山を通り、越知へ至る約19キロのルートが決定されたと掲載されました。

バイパスが整備されることにより、交通量の変化や地域の分断など不安に思っている町民の皆さんもいらっしゃるのではないかと考えております。国が地域の課題や実情を俯瞰し、効果の最大化を検討した結果、決定した案件について、可否を申し上げる立場ではないとは私は考えております。

しかしながらこの発表された、ルート案によりましては延長約19キロでありまして、幅は1キロと大まかな計画であります。国交省の方も、これから詳細なことを進めていただけたらと考えております。

町の商店街や観光施設、集落の活気が失われないよう、人の流れがこの地域に流入するようにバイパスと、既設の道路の接続点につきましては、県選出の国会議員でありますとか、国土交通省など、国県への要望活動を行っているところで、今後も引き続き、しっかりと要望活動を行っていくこととしております。

佐川町の場合ですね、昭和49年に上郷から柳瀬に至るまで、佐川バイパスが開通し、町の中心街の混雑が解消されております。また最近では、令和3年に高知西バイパスがいの波川区間まで延長し、開通をいたしました。高知市までの移動時間が短縮され、救命救急、通勤、流通、観光といった様々な分野で利便性が向上しております。

これからは国が整備するバイパスの整備とあわせまして、現在町に点在する観光施設や観光地、地域商店、地域のイベントを、町民の皆様と一緒に磨き上げていくことで、点と点を結び、面として取り組み、町の魅力を多くの皆様に知っていただき、また立ち寄っていただけるようにしていかなければならないと考えております。

本町におきましても、先ほどからのご質問もいろいろありましたが、高齢化、人口減少、担い手不足は否めない状況ではございます

が、地域が寂れないように、バイパス整備にあたっては万全の対応をとっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

7 番（西森勝仁君）

ご答弁ありがとうございます。今町長から答弁いただいたように、これはまだ随分先のことはありますけれども、これからいろいろな対策を講じて、集落機能が失われる、あるいは佐川が寂れることのないように、いろいろ対策を講じていただけるということでもあります。

また昔、牧野富太郎博士も佐川町に手紙をおこしまして、その内容というのは、私も元来佐川人であるから佐川の繁栄が気にかかる。こう言っているいろいろな振興策について提案をしていただけてきたところではありますが、よもや佐川町が廃ることはないとは思いますが、佐川の町全体が奥の土居、こういうふうに言われることのないようにご尽力をいただきたいと思います。

非常に心配する方も多いわけでありまして、まっすぐトンネルを砂止の方から抜いて、高速に乗れるような道を作ってもらいたいという声も聞いているとは思いますが、現実論としてあそこへトンネルを抜いて高速でつなげたとしても、現在今須崎へ、下りの高速に乗る人は、今できているバイパスが、あれが制限速度が 60 キロで設定されているようでありまして、もうすぐあれができますので、下りの人はあれを通ってすぐ高速に乗る。そして上りの人は、今度できるバイパスですぐにいのに行って高速乗る。だから費用対効果で言えば、まっすぐ行って蓮池あたりから高速に乗る案というのはいかなものかと思うわけでありまして。

追々、上京される時にも佐川の振興策について代議士の先生、いろんな方をお願いしておいていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げまして、私の今回の本定例会の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、7 番、西森勝仁君の一般質問を終わります。
休憩します。

休憩	午前 11 時 19 分
再開	午前 11 時 20 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番議員、橋元陽一でございます。一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に安心安全まちづくりについて質問をさせていただきます。坂本議員、それから西森議員等におかれましても、地震についてはかなり詳しくふれられているところであります。答弁につきましても重なるのであれば、先ほど答弁したということで回答していただければというふうに思います。

今年1月1日の元旦の夕刻前、能登半島では5分置かずに2度の地震が発生しました、家屋の倒壊と津波、崖崩れなどで甚大な被害をもたらし、多くの犠牲者を出し、2カ月が過ぎた今も多数の方々が避難生活を余儀なくされているところであります。亡くなられた方々、そして被災された方々に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

世界のマグニチュード7以上の地震の6分の1が日本列島で発生してると言われております。南海トラフ地震の発生も時間を追うごとに高まってきております。

地震の発生メカニズムは場所によって異なりますが、津波や建物崩壊などにより人の命が奪われていきます。いつ、どんな規模の地震が起きるのかは、現在の科学的知見では予測できません。

住宅の倒壊から自分の命を守る対策を講じていくことはとても重要ですが、その意識づくりはなかなか困難を要しております。

こうした中、佐川町では現在第二期木造住宅耐震事業の計画が進められてきております。この間も私も一般質問で取り上げてまいりました。本日も質問が続くかと思いますが、まず2023年度の事業の進捗状況に関わって質問をしていきたいと思います。2022年4月から木造耐震化事業の拡充が行われております。今年度、2023年度の今年度というか、今年度ですね、2023年度の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の申請件数及び工事発注の状況、繰越工事件数について、それぞれ、またそれぞれの予算執行についても概略で構いませんので説明をお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。

2023 年、今年度ですすね進捗状況ですけれども、2 月末現在の数字になりますが、まず耐震診断に要する要したですすね、耐震診断士派遣事業委託料につきましては、74 件分で 255 万 8 千円となっております。続いてですすね、耐震設計補助金につきましては 70 件で 1,785 万円。耐震改修補助金につきましては 65 件で 8,450 万円となっております。またですすね、耐震改修補助金の申請件数、全部で 65 件になりますけれども、工事の発注件数が全 65 件。令和 6 年度へのですすね、繰越件数が 23 件を見込んでおります。またですすね、耐震設計の方もですすね、3 件繰越予定というか、見込みとなっております。

5 番（橋元陽一君）

2023 年度の進捗状況について予算面、それから工事の発注件数等も確認して、することができたのかなというふうに思います。

この取り組みをですすね、拡充するにあたって前回の質問の中で、訪問調査、年間 100 戸を目標に取り組むということも報告もされているかと思います。これに 2023 年度のこの訪問件数の訪問調査といえますか、実績と成果について、概略の回答をお願いしたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。訪問結果についてですけれども、まずですすね、訪問して以降の方を調査してですすね、把握した結果がですすね、事業の検討であるとかですすね、もうすでに実施された方が 8 名。

実施する意思がないという方が 22 名、不在とかですすね、連絡がちょっと不可能な方として 26 名です。

ご不在とかですすね、連絡がつかない方につきましてはですすね、啓発するチラシをですすね、ポストの方に投函すべてしております。

成果としましてはですすね、56 名のうちのですすね、8 名の方から前向きな回答を得ることができ、成果につながっているというふうに認識しております。

5 番（橋元陽一君）

100 戸を目標にして、十分達成されてないのかなと思うんですけども、不在の方も多いということであります。何か課題とかこう分析されてることがありますか。

建設課長（吉野広昭君）

はい。課題としてはですすね、まず自己負担額の方がですすね、先ほ

ど西森議員の回答にもありましたとおり、佐川町の場合ですね、比較的延床面積が広い家屋が多いですので、特にですね、建築基準法強化前ですね、お家はですね、昔ながらの住宅ということもあってですね、かなり高額になるということです。

一方でですね、自己負担額の軽減につきましてはですね、純粹に言いますとですね、大工さんとか工務店さんとかによる相見積もりとかですね、経済比較の方がですね、そしたらもうちょっと安くなると、安価にですね、実施できますけれども、やっぱり昔ながらのお付き合いであるとかですね、いう関係でですね、やっぱ1社の方からですね、見積もりを徴収してお願いをして、信頼している方をお願いするというので、その辺がですね、純粹に経済的な比較につながっていないのかなと思っております。

5 番（橋元陽一君）

はい。訪問調査を展開されて、実績もあり、また課題もあるということであるかと思います。そうした2023年度の取り組みを通じてですね、現時点で来年度、2024年度の耐震診断とか耐震設計、また、耐震改修工事の申請件数を把握されておりましたら、それぞれ件数をご回答いただければと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。あくまで現時点ということですが、24年、2024年につきましてはですね、能登半島地震の発生時の補助申請件数がですね、になりますけれども、耐震診断の方で1件、耐震設計で14件で耐震工事が15件というふうになっております。

ただですね、震災後につきましてはですね、やっぱりご不安になられる方も多いことであってですね、耐震設計と耐震工事につきましてはですね、昨年度の月平均よりも申請件数が増えて、増えつつあるという状況で、耐震診断についてお問い合わせもですね、増えているのが現状です。

5 番（橋元陽一君）

はい。住民の皆さんが唯一にそういうご不安の声を上げておいてるということにも応えていかなければならないと思うんですけども。

昨年度の訪問調査を踏まえて、今年度、来年度2024年度、この訪問調査を継続するかどうか、また継続するのであれば、昨年度と違ったような取り組みを取り入れてやっていくのか、来年度の訪問調査に関わっての計画をご説明いただきたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。従来ですね、2022年とかですね、2023年度の戸別訪問を実施したところにつきましてはですね、耐震診断を行ってはいただいてますけれども、工事に着手してないとかですね、行ってない住宅の所有者の方へですね、訪問を行ってありました。

2024年度につきましてはですね、耐震工事の完了住宅をですね、地図のほうに図示してですね。耐震工事の方がですね、あまり一定進んでいないエリアの方を抽出した上でですね、その地域についてですね、重点的にですね、調査を行っていきいたいというふうに考えております。

5 番（橋元陽一君）

はい。エリアを限定して集中的に取り組んでいくということであります。ぜひそうした取り組みが町民の皆様にですね、届くような手だても講じながら、見えるような形で進めていただきたいというふうに思います。

この第二期木造住宅耐震改修計画は2016年4月14日、計測震度6.7を記録した熊本地震を踏まえて対策が検討されているところであります。今回の能登地震は、震度7を記録しております。

そうした能登地震の状況を踏まえて、改めて町として、この改修計画で緊急的に検討されてる事項があれば、説明をいただきたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。耐震改修につきましてはですね、まずハード面ではですね、住宅自体の耐震化を促進するということをはじめとしてですね、ブロック塀等の倒壊の防止、それから、家具の方の転倒の防止、緊急輸送道路の確保等が考えられております。今後につきましてはですね、空き家についての倒壊防止対策も重要な課題の一つとなると考えております。

一方ソフトの面の方ですけれども、防災のハザードマップの整備、それから自主防災組織との連携、各広報活動や啓発活動を随時行うということとしております。現在のところですね、能登半島地震を受けてですね、計画の見直し等は考えておりませんが、建設課としましてはですね、少しでも耐震化率を上昇させて、一層耐震化率を上昇させるようにですね、一層取り組みの推進を図っていきたいと考えております。

また現在、県がですね、検証しております、能登の被災地調査等もですね踏まえてですね、来るべき南海トラフ地震に備えてですね、新たな課題がないかも随時検証して、これ建設課だけでなくですね、佐川町役場全体でですね、一体となって新しい取り組みに反映させたいというふうに思っております。

5 番（橋元陽一君）

予測される南海トラフ大地震に備えての町としての重大、重要な取り組みであります。今、説明いただきましたように、担当課だけではとても対応できるものではなくて、まちぐるみの取り組みになっていくのかなというふうに思います。

佐川町は、この第二期耐震化計画を取り組みながらですね、実は2021年3月、制定、策定された佐川町国土強靱化地域計画で激甚災害を想定した対策も検討されているところであります。

この国土強靱化地域計画は、毎年実施している総合計画の進捗管理と同様の検証を行うと明記をしているところであります。この耐震化計画に合わせて佐川町が策定している国土強靱化地域計画に関わってですね、能登地震を踏まえて、この進捗管理等について検討されていることがあるのかなのか、あれば説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の能登半島地震の発生を受けまして、国土強靱化計画に位置付けされております事業の対策強化や新事業の創設など、現在のところ具体的検討までは至ってはおりません。

能登半島地震発生を受け、県におきましては、令和6年2月19日に南海トラフ対策推進本部会議が開催されているとお聞きをしております。この中で、現状市町村が検討すべき内容も含め、実施している対策についての見直しであったり、強化の検討を行っていくことが確認され、すでに令和6年度予算に県の方は反映した内容もいくつかあるようです。

このいったことを踏まえまして本町といたしましても、今後県の方から示される対策強化、見直しの検討事項についての精査を行うとともに、現状、町の方が独自で実施をしております防災対策についても、見直し強化を行うべき点がないかどうかの、検証確認作業の方を全庁的に実施していく必要があると考えているところでござ

います。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

この国土強靱化地域計画の中で南海トラフ地震によって全壊棟数、揺れで 1,400 棟。人的被害で死者が 90 人、建物崩壊で負傷者が 760 人と想定をして、計画が検討されてきているところであります。

その中に特に本町は、昭和 56 年、1981 年以前の耐震基準で建設された住宅が密集した地域があり、地震による揺れや火災等のリスクに脆弱な町並みを有しており、住民や来訪者にとって安心安全に過ごせる町並みを形成することが求められているというふうに指摘もされているところであります。

こうした佐川町におきまして、先ほど課長のご答弁もありました、西森議員の回答にもありました。なかなか耐震化が進まない。1,800 件を超える対象家屋があるのに対して、年 40 件 50 件で間に合わないではないか、坂本議員も指摘もされているところであります。

一番根本にあるのが予算の問題であります。この現在の木造住宅耐震化事業で関わってですね、国土強靱化地域計画の予算活用の導入も検討されて、2022 年度から補助費が 92 万余から 130 万に増額をされて、改修に係る個人負担を軽減して事業が進められてきているところであります。

この拡充された段階で予算が継続してですね、確保されていくのかどうか、予算確保について見通しについてご説明をいただきたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。予算についてですけども、2024 年度の予算につきましてはですね、こちら先ほどご説明したとおり、繰越も合わせたことにはなりますけども、その繰り越した予算もですね、有効に活用してほぼ例年並みの規模の予算を確保することができております。

こちらの方、申請状況であるとかですね進捗状況に応じてですね、年度途中でもですね、補助金の追加要望を行うことが可能となっております。住民の方からですね、ご要望がありましたらですねすべて応えられるように予算を確保してですね、より一層の推進の方を図っていきたいと思っております。

5 番（橋元陽一君）

はい。私が心配するのは当初予算の予算の中で比べるとですね、2023 年度を歳出で、1 億 250 万、255 万が計画されておりました。

そして今年、2024 年度の当初予算を見ますと、1 千万ほど減ってですね、9,221 万が当初予算として計上されていると、少しこういうデータを見たら心配しましたので、今、改めて確認をさせていただいたところであります。

今課長の方からは、年度途中も増額を要請していくという回答もありました。こうした予算確保に向けて、個人負担の軽減をするということで、動き出してる佐川町の姿勢がですね、住民の皆さんにきちんと伝わるような手だても、十分に講じて欲しいというふうに強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、この先ほど回答いただきました、現時点での耐震診断、来年度ですね、耐震診断、耐震設計、それから耐震改修工事等、訪問調査等も含めれば大幅に増えていくのではないのかなというふうに思います。

当初予算で組まれた予算に関わってさらに増額された場合、年度途中の増額ということでもありますけども、それには限界があるのかなのか、全部を要求できるってわけじゃ実現できるわけじゃないと思うんですけども、どっかで切らなくちゃいけない場面も想定できるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の課長の見通しはいかがでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

はい。えーとですね、見込みとしましてはちょっと私見になりますけれども、ほぼほぼですね、住民の人にですね、方に今のご負担というかですね、ご要望に著しくお答えができないという状況にはならないと思います。

ただ今後議員ご質問のとおりですね、この防災意識の高まりというのは、佐川町だけではないので、県の予算もですね、関係してくると思います。ただ、高知県自体もですね、かなり力を入れていただいていることもあってですね、ほぼほぼですね、問題なくご要望がある方についてはですね、実施できるのではないかというふうに考えております。

5 番（橋元陽一君）

はい。実は私もですね、阪神淡路大震災の前年に家を建てました。現在、こういう議員の立場もありながら、今の 30 年近くも経過しましたので、今の自宅が耐震、どれだけ耐えるのかというのはまだ耐震診断をしておりません。非常に自分自身も情けないなと思いなが

らなんですけども、この国土強靱化地域計画の中にもですね、リスクシナリオに対しての対策として、耐震化に向け、住民へのさらなる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要だというような指摘もされているところでもあります。

耐震診断、耐震設計は個人負担がありません。住民の意識を高めていく手だてとしてですね、この二つの取り組みを、もうちょっと重視してですね、予算的な部分もそんなに高くないし個人負担にもなりませんので、これを大幅に増やしていくようなことを、ぜひ検討していただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

はい。まずですね、耐震診断とかですね、自己負担がいない分については対象の家屋がですね、建築基準法が現在の基準に比べてもうちょっと簡単というか、容易な家屋の方が対象になります。昭和 57 年以降にですね、建てられたものがついては対象となっております。こちらの方、啓発ということですけども、これはですね何も予算がそれほどいるようなものでもなくですね、まず、先ほども言いましたとおり、ターゲットを絞った戸別訪問であるとかですね、これ、戸別訪問によってきめ細やかな相談の対応とか、直接的な P R を行う。それとですね、広報誌、ホームページによりですね、幅広く周知をする。

年度当初ですね、自治会長の方がお集まりいただいて町政報告会というふうの実施しておりますけども、その町政報告会であるとかですね、町内 5 地区で、地区の懇談会での P R、それからですね、総務課の方の方で実施しております防災まちづくりサロンで、自主防災の組織、自主防災組織へ呼びかけ、あとですね、庁舎の役場の庁舎のロビーで普及啓発のパネルであるとかですね、将来的にはですね、専門家の方に来ていただいてですね、町民向けに事業説明会の方も開催できたらというふうに考えております。

5 番（橋元陽一君）

国土強靱化地域計画の中で質疑されている、古い町並みを抱えた佐川町、岡村先生の解説の中にもですね、この川に沿って、沖積層といいますか、非常に揺れの激しい地帯がここに集中してるところもあるとの指摘もされているところでもあります。この住民の意識を高めていく手だてっていうのは、二重にも三重にも必要なというふうにも思います。昭和 56 年以前の建物が対象として無償化で進ん

でおりますけども、さらにそれを対象家屋に対してですね、持ってらっしゃる、住民の方々に声が届くように、またそれ以降も我が家が大丈夫なのかという意識を高めていくためにもですね、防災無線等を通じて防災の日を設定して、アナウンスもされたりしてる取り組みでもあります。

今課長に答えていただいたように、町内のあらゆる場所場面でですね、住民の防災意識を高めていく手だてを講じていただきたいということをお願いしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中ですが、食事のため、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き、5 番、橋元陽一君の一般質問を続けます。

5 番（橋元陽一君）

はい。二つ目の質問に入ってまいりたいと思います。新産廃施設建設の進捗状況に関わってであります。

ナンバー18の県エコサイクル高知からのお知らせによりますと、1月中旬から工事が本格的に再開したと記載をされております。

工期が2年遅れ、総事業費も30億円余の増額で、実施設計に対して工法や予算の大規模な見直しが行われて再開をしているところがあります。昨年12月の説明を受けた時に、工法見直し後の、ごめんなさい。昨年12月の説明を受けた後ですね、工法見直しの動向に関わって質問をしてまいります。1月に工事が再開して、はや2カ月が過ぎようとしております。立木の伐採や処分場の造成、埋立地の

掘削等で新たなスレーキングや重力性変形など起きていないのかどうか、県エコサイクル高知からの説明等で何かあれば、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、ご質問にお答えいたします。1月から本格的に工事を再開した後、南側斜面の上部に残る立木の伐採処分場の造成や、防災調整池までの仮設道路の整備を進める中におきまして、これまでに説明のありました処分場南側斜面以外では、新たなスレーキング等は確認されていないと報告を受けております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。新たなスレーキングや重力性変形は工事が始まった場所においては起きてないという確認であります。

ナンバー18のお知らせによりますと、1月19日、環境保全等連絡協議会が開催されたと記載をされておりました。その中で工事の進捗、施設本体工事の南側斜面の追加安全対策、関連する追加工事の概要、事業スケジュール、工事中の環境モニタリングの結果等について、エコサイクル高知から説明をしたというふうにも報告もされているところであります。

この報告内容につきましては、議会におきましても昨年12月説明や、15日16日には地元説明会も行われておりますけども、この時の説明内容等、特に変わったことあるのかなのか、変わったことがあれば具体的にご説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。協議会の方には私も出席をしておりますが、12月の住民説明会と同じ内容の説明であって、異なる点はありませんでした。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。異なる点はなかったということであります。

そしたら次のところに進めていきたいと思うんですけども、物価高騰が続く中で予算確保が大変厳しい状況にも追い込まれているのではないかなというふうにも思っているところであります。

この工事費の見直しをしてですね、予算確保がどういうふうに進んでるのか、県議会では30億円を増額して予算化された総事業費132億7千万が決定されたのかどうか、町として県からどのような報告を受けてるのかご説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。

12月県議会におきまして、見直し後の総事業費に対する県負担分の債務負担額の増額が可決されたと報告を受けております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい、132億7千万のうちの県の負担分が認定されたという捉え方をしておきたいというふうに思います。

この新産廃建設施設の建設は県の事業でもありますけれども、進捗状況につきましては予算、工期ともに大きく変更されておりますので、町としてもしっかりとチェックをしていく確認をしていくことが、責務としてあるのではないかとこのように思います。

確定された概算事業費に対しまして、説明資料では工事費、測量及び試験費、その他で用地補償費の4つに分けて予算が説明をされているところであります。この予算につきまして、2023年度末現時点におきましてどのくらいの事業費が執行されているのか説明をいただければと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。

3月下旬にですね、施設本体工事及び進入道路整備工事の出来高検査を予定しており、2023年度末での予算執行状況については現在精査中であるということを聞いております。

なお精査終わり次第ですね、また県の方にも確認をするようにいたします。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。まだ現時点では精査中で予算の配分執行については、確認ができないということでもあります。

このどういう形で予算が執行されたことについて、町として報告受けるのか、県からどんな形で説明受けるかはちょっとご説明いただけたらというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。

先ほども申しましたように現在精査中でありますので、精査が終わったらですね、町の方から県の方に具体的にですね、書類等で確認をさせていただきたいと思います。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。またその経過については、全員協議会等含めて議会の方にも報告もしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。その財源の確保についてであります。5 区分に区分してですね確保する考え方が、県エコサイクルの説明資料では提示をされているところであります。

これを見ますと、財団民間負担金は初めから 7 億 2 千万円に確定をして固定化されているというふうに捉えております。この固定化することについて、県からあるいはエコサイクル高知の方から、町として何か説明を受けてることがあれば、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。

財団民間の負担金につきましては、財団の負担額と関係団体からの拠出金を合わせて 7.2 億円を見込んでいますと報告を受けております。そのうち財団の負担に対して、県から 7 億円の貸し付けを行う予定であるということも県の方から報告を受けております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

県の予算を見ましてもなかなかそういう動きが見えませんので、改めて町としても確認していただきたいというふうに思っているところであります。

あわせてですね、国費の方は 4 億円から 9.2 億円に増額をされ、前回の質問については認可されたというふうに報告を受けているところであります。この 9.2 億円が確定したことについては、特に変更はないのかどうか確認させてください。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

国費 9.2 億円につきましては現時点で国から内示があり、すでに確定している 7.2 億円と、令和 6 年度以降の 2 億円を見込んでいたものでございますが、今年度の国の補正予算によりまして、9.2 億円の見込みよりも増額される見込みであると、県の方から報告を受けております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そのあと、さらに増額についてはですね、昨年 12 月の説明

会の段階でも国費については 9.2 億円に加えて、さらに 9 億円余の増額を要請してる説明を受けての今の回答だというふうに思っています。

その後ですね、12 月以降、今補正、国の補正予算の報告もありましたけども、このさらに増額した分についての確保の動向、見通しはどうか。確定した場合にはどういう形で町の方に報告あるのか、そういう経過も含めてご説明いただけたらというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

今年度国の補正予算による国費の増額が見込まれております。

これは先ほど申しましたとおりでございます。

現在、国に対して事業計画の申請を行っており事業計画が承認されれば、令和 5 年度の国費が確定されると県の方から報告を受けております。

なお町が直接補助を受ける事業主体ではないために、町に対しては交付決定等の書類はございませんが、この点につきましても、県の方でエコの方にですね、交付決定等の通知書が届きましたらですね、その辺りもまた確認するようにいたします。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、そうした物価高騰のおり、国の予算、県の予算等が確定してるかどうかにつきましては、可能であれば、住民に知らせるお知らせの方にもですね、動向等はぜひ掲載もして、町民にも提示していただきたいなということも要望も据えておきたいというふうに思います。

今回のこういう事業費見直しで県、高知市、市町村負担も大きく増額をされている、増額されております。

それぞれの財源確保の決定の仕方、確定されたことに関わってですね、高知市とか県内の市町村はどのように受けとめて決定しているのか。県からそういう仕組みについて説明についてですね、受けることがあればご回答いただければと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

総事業費から国費、財団・民間負担金を除いた額の 2 分の 1 が県、3 分の 1 を高知市、そして 6 分の 1 を本町除く 32 市町村が人口割で

負担することとなっております。それぞれの負担額につきましては、各議会で議決された後、エコサイクル高知と協定書を締結することとなっております。

今回の増額分につきましては、一部市町につきましては3月議会で上程する予定のことですが、県及び大半の市町村におきましては12月議会で議決されており、現在変更協定書の締結を行っていると聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

かなり増額された中で、今予算配分の分担の仕組みもですね、提示をしていただいたところであります。

こうして県の事業として一方的にという表現はいかんかもしれませんが、工法や見直し等でですね、増額を余儀なくされたことに対して、12月議会、そしてまたこの3月議会で各市町村へ議会決定していくという動きでありますけども、県内の市町村からですね、県に対して様々な意見が出てるかなとは思いますが、もし出していたら特徴的なことをご紹介していただければなというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。

県及び高知市とその他32町村において、今回の負担金の増額について、異議とかあるというご意見等は県の方からは聞いておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、県内の市町村からは声が上がってないというところであります。

2022年度から事業が進められてきて予算も執行されてきて、現時点に至っているわけであります。

すでにもう予算はかなりの分を執行されてきてるのかなと思うんですけども、こうした各、県・高知市・県内各市町村の財源確保の確定状況、そして各市町村は県の方にどういう形で納入していくのか、その仕組みについて課長で把握されてることについて説明いただけたらというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

今回の増額分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各

市町村で手続きをしており、建設資金の納付につきましては県に対してではなくて、エコサイクル高知等各自治体との協定書に基づき、年度ごとに分割してエコサイクル高知の方へ納入納付することとなっていると聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。各市町村の議会等含めてですね、負担金を決定して分割をして納入していくというシステムであります。

2 年ほど前の県議会の中でですね、市町村の負担が大きいから、予算の見直しの意見が議会なんか県議会の方では出されたと思って、そのあとですね、総予算が減額をされました。さらにそのあと、今回のように増額をしてきた経過があります。予算の確保については、非常にシビアな分野でもあります。

私は佐川町が受け入れた後ですね、協定によりまして地域振興策として上限を 15 億円とするというに明記した中で、佐川町が地域振興や周辺対策事業を執行されてきてるのかなというふうに思っているところであります。

この 15 億円の財源の確保につきましても、確かな状況なのかどうか、また地元の要求に基づいて行われていく地域振興が、これで足りるのか足りないのか、なかなか見極めも厳しいかと思うんですけども、この 15 億円、現時点でどれぐらいの予算が残っているのかですね、どれだけの予算を使ったのか。大枠で構いませんのでご説明いただけたらというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

県から交付されます、地域振興策対策交付金につきましては、令和 3 年度が 6,418 万 7,720 円。令和 4 年度が 9,408 万 2,050 円。そして令和 5 年度が 2 億 1,913 万 5,182 円の合計 3 億 7,740 万 4,950 円となっております。上限 15 億円に対しましての執行率は 25.2% となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

現在町には交付されてくるお金のうち 12 億円ほどがあと残っていると。これで残りの事業が展開されていくのかなというふうに思います。

2024 年度の県の当初予算に提起されてます、地域振興策として佐川町が実施主体とする事業について、それぞれの予算配分が提示も

されてるかなと思うんですけども、県の予算の中で来年度 2024 年度、どういうふうに予算配分がされるのか把握されておりましたら、ご説明をいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。

県の予算につきましては町の方で、予算編成前にですね、県と協議の上要望額を上げた額が予算化されているということを確認しております。

2024 年度に地方地域、地域振興策等交付金として県に申請する予定の額につきましては、町の当初予算ベースで 2 億 7,735 万 6 千円。そのうち町が事業主体の地域振興策事業につきましては 2 億 5,170 万 3 千円となっております。この額はですね、令和 4 年度からの繰越事業に係る起債の償還に要する経費。

そして令和 5 年度におきまして、事業を実施するために要した起債の償還に要する経費、及び令和 6 年度において事業を実施するために必要な一般財源、これらの財源を合わせたものとなっております。その内訳につきましては、防災力の向上と地域交通の安全、安全性向上事業としまして、町道の整備に 2,597 万 3 千円。地域コミュニティの活性化事業としまして 73 万円。そして町全体の振興策の事業として、道の駅整備及び新文化拠点整備に 2 億 2,500 万円となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

佐川町が主体としてなってですね 2 億 7 千万ほどを要望して予算がもう確定して、事業がさらに来年度も進んでいくという状況であります。

今のご回答にありましたようにこの予算の中にですね、新図書館建設、あるいは道の駅等の費用もですね、一定の組み込まれているかというふうに、思っているところであります。

この新文化拠点につきましては、約 5 億円超の予算を組んで現在は進行して、完成を間近に控えている段階に入ってきております。

この県が交付する地域振興費交付金からですね、こうした新文化拠点図書館に向けてどのように、どのような額を組み入れていくのか、仕組みといいますか、手段について概略の説明をいただけたらというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。

地域振興策につきましては、令和2年12月に県と結びました地域振興策等に係る協定に基づき、10年間で15億円の交付を見込んだ事業計画を策定した上で事業を進めております。

毎年度事業計画に沿った事業に必要な町負担額につきまして、県に申請するという形になっております。また、事業計画の変更等を行う必要が生じた場合におきましても、協定書に基づき、県と協議の上、事業を実施していくこととなります。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。これまで、この15億円につきましては地域振興策を進めていく上で十分なのかどうか、質問もしてきてるところであります。

もし、住民の皆さんが求めていく加茂地区の振興事業に関わってですね、15億円では不足することも予測されるんじゃないか。こうした物価高騰の重なってですね、そうした場合には町として県の方にもですね、地元の住民の要求に基づいた地域振興事業がきちんと完了するように、県の方にも必要な予算については追加も含めた要望を出していくべきだと思うんですけども、そうしたことに関わって何か町として考えがあればご説明いただけたらというふうに思います。

町長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

15億円で事業完了という予定で進んでおりますが、今後もですね、県と協議しっかりと計画を立てて進めていくことになっております。

しかしながらですね、最近の物価の高騰とかですね、事業費がもう上昇している状況でございますので、今後まだどういうふうな状況になるか、社会情勢等によって、さらなるまた物価高騰などがあるようなことがあるかもわかりませんので、そういった場合はですね、県ともしっかりと協議をしながら進めていきたいと考えております。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ予算確保についてはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。以上町長の答弁を踏まえまして、この項についての質問は終わりたいというふうに思います。

三つ目の質問に入ってまいります。子供の健やかな成長をめぐる問題に関わってであります。

昨年 12 月議会のときにも少し触れた中身であります。広報 12 月号で佐川小学校創立 150 周年記念事業について掲載をされております。防犯防災コーナーで展示された消防車や警察の四輪駆動車等が並んだところで、子供たちが興味津々で振りまいて乗り込んでいる様子も、私も写真でも見せていただいたところでもあります。

運動場の一角に自衛隊のジープを展示したブースがあって、「自衛官募集。守られる自分から守る自分へ」と記載をした勧誘ポスターが掲示をされ、さらに 3 人の武装した自衛官が銃を構えてる写真を表紙にしたチラシが、参加者の方々に配布されたということでありました。防犯防災コーナーでは、大人にチラシが手渡されて、手渡されております。

自衛隊の災害時における救援活動を否定するわけではありません。ただ、防犯、防災の教育活動も大切だとも思ってます。しかしながら、学校の中で自衛隊勧誘のポスターを掲示をし、銃を構えた写真を表紙にしたチラシを配布するってことは、配布して勧誘をアピールするようなことは、教育現場では許されることではないというふうにとらえています。

ましてや、殺りくが続いている、ウクライナやガザで子供や高齢者、多くの市民が犠牲になっている報道が毎日行われてる中で、こうした銃を構えた自衛隊の写真が子供たちに与える影響というのは、極めて大きいものがあると思います。

それを知った住民の皆さん、学校のあり方に学校教育に、大きな疑問を抱かせていくことにもつながってまいります。学校長もご自身の責任を実際に受けとめられております。

教育現場で二度とこうした事態が起こらないように対応を求めて質問をして参りたいと思います。実行委員会で主催した記念行事であったと聞いております。防犯防災のコーナーでの展示に当たり、警察、消防、自衛隊の担当責任者との間で、この 150 周年行事に関わってどのような協議が置かれたのか、把握されてることについて説明をいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。ご質問にお答えをいたします。

佐川小学校創立 150 周年記念事業を企画する中で、同校 P T A の執行部が中心となる実行委員会が、当日運動場に防災関連ブースを設置するということになりまして、担当の実行委員から警察、消防

自衛隊に対して、防災についての展示を依頼したと聞いております。
以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。実行委員会主催で三つの団体に要請をされたということ
あります。

そのブースで行われる防犯防災の活動内容といいますか、展示内
容といいますか、については、事前に資料などとしてですね、印刷
して周知されるような手だてというのは、行われたのか行われてな
いのかご回答いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

学校に対しても P T A に対しても、事前に印刷されて周知をする
ということはしていなかったとのことです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

周知がされてる手だてがとられてないということでもあります。

参加者の方からの、参加者の方の知人からですね、当日連絡を受
けてまして、この自衛隊ブースのことに動向について私も知りました。

学校の方ではこの事態に関わってどのように把握されどのように
対処されたのか、説明をいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

展示内容は担当の実行委員を介して依頼しておりましたために、
学校は把握しておらず、学校長も当日は会場準備や来客の接待、講
演への対応などに忙殺されておまして、実際に自衛隊のブースに
行ったのは 14 時過ぎであったとのことです。

またパンフレットの配布とその内容についても、来場者からの連
絡で知り、学校長が後日来校した自衛隊高知地方協力本部須崎地域
事務所の担当者の方に、学校現場ではこのようなパンフレットの配
布はふさわしくないので、以後配布はやめていただきたいと伝え、
了解をいただいたと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。事態を把握された学校長の動向についてもご報告をいた
だきました。

この 150 周年が行事が終わった後ですね、実行委員会が開催され
て総括もされてると思うんですけども、この総括の場で何かこの間

題について議論されたり確認されたことがあればご説明いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

行事終了後にPTAの執行部による反省会を開催し、その際に校長が次第をお伝えして、自衛隊の担当者に先ほど申し上げたような内容をお伝えし、了解を得た旨報告をしたということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、関係者の中では、一定学校長の行動についてですね、報告もされ、相手方の見解についても確認をされてるというところであります。

こうした今回の事態に関わってですね、町民の方からも、学校でこんなことが許されるのかという声が上がったのは当然であったというふうに思います。学校教育を通じて行われるすべての教育活動には、教育的な視点が欠落してはならないととらえています。私も私自身外部のものとして、あるいは議員の立場を利用して、教育内容に関わるような言動は、言動で介入してはならないというふうにとらえているところでもあります。

また、教育長ご自身も外部に関わる事項に関わっては、一定制限されたものがあるかと思います。今回の件、学校行事に参加する外部団体の責任者の姿勢が問われる案件であったというふうに私は捉えております。

こうした本来、みんなが手を挙げて喜び合う記念事業等含めてですね、学校行事に関わって、自衛隊が今回のように銃を構えたチラシを配布したり、勧誘のポスターを掲示したりすること、絶対にあってはならないというふうに捉えております。

今後、こうした学校現場での行事開催に向けて、教育現場の対応に関わってどうあるべきなのか、ぜひ教育長の見解もお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。教育基本法にはその前文に、我々日本国民は世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うとし、教育の目的として人格の完成を目指す、平和で民主的な国及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期するところ示して

おります。学校での教育活動はこれらの理念と目的を達するために実施されるものです。

自衛隊につきましても、国民の生命と財産を守る公的機関であり、自衛隊員はそのための公務に従事する国家公務員であるとして、教育課程の中で取り上げております。

そこでご指摘の、佐川小学校創立 150 周年記念行事における防災についての自衛隊の展示の際に配布されたとする、陸上自衛隊のパンフレットの写しを見ましたが、そこには我が国を取り巻く安全保障環境から災害を含めた民生支援、各種事態への対応など、陸上自衛隊の取り組みと組織隊員の任務、教育などについてわかりやすく記載をされており、自衛隊への理解を深めるとともに、隊員募集での活用を意識したパンフレットであると感じました。

使用している写真につきましては、隊員が訓練に勤しむ様子が随所に見られ、ご覧になった方は頼もしいという印象を受けられたかと思います。ただし、これは映画やドラマにある架空の世界ではなく現実のものであって、仮に戦場の場面に至ったとして、これらの隊員の置かれている状況や隊員の構えている銃口の先に見えるものを考えると、この印象は輕輕とは受け取れないと思います。

我が国の将来を担う子供たちが、我が国をめぐる厳しい状況や我が国も経験し、現在もウクライナやパレスチナで続いている戦禍の実際に思いをめぐらしながら、戦争しない国戦争をさせない国であり続けるということを選択していくように、学校教育で提供する情報はよほど配慮が必要であると考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。今の教育長の見解を踏まえまして、二度と学校現場でこうした事態が起こることがないように私自身もアンテナを張りますし、ぜひこの行政としても学校現場の方にアンテナを張っていただきたいというふうに思います。

このこうした案件と直接的な関係はありませんが、自衛隊員募集に関わりましては、住民基本台帳の 4 情報あります、氏名、住所、生年月日、性別、この 4 情報を提供する自治体が全国できてて、住民訴訟が起きている自治体もあります。

佐川町に対しまして、自衛隊からこの 4 情報の提供を求めてきている事例があるのかなのか、もし求めがあったときに町としてどんなふうな対応されたのか、説明をいただきたいというふうに思い

ます。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

4 情報についての情報提供依頼はあっております。自衛隊法施行令第 120 条の規定によります、防衛大臣からの募集対象者情報の提出依頼に対し、自衛隊法第 97 条第 1 項に規定をいたします、自衛官の募集に関する事務といたしまして、募集対象者の先ほど議員がおっしゃられました 4 情報、こちらの方を紙媒体の名簿で提供をしているところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。佐川町におきましても、こうした情報を提供してるということでもあります。初めて知りました。私自身はこのことについてはまた引き続き取り上げていきたいというふうに思っております。

裁判の事例もありますので、こうした個人情報保護条例等、それから自衛隊法との関係で対応すべきなのかどうか、その解釈は分かれているところであります。その課題につきましては、また今後です、前項明らかにさせていただきたいというふうに思います。

未来を担う子供たちが安心して安全に成長できるまちづくりを進めていただきたいという思いを込めてですね、こうした事態については、1 人の大人として、また町民としてですね、しっかりチェックをしていく、一翼を担っていきたいということを表明してこの質問を終わりたいというふうに思います。

次の質問は、生活リズムプロジェクトチームの問題に関わって質問を進めてまいります。この、子供の生活リズム向上プロジェクトチームが発足して 1 年が経過しようとしているところです。

推進委員会がまとめをされて、戦略会議で具体的な行動計画を確認して、学校、P T A、保育園、そして行政、それぞれの分野ごとに行動提供されて進行してきてるかと思えます。

それぞれの分野ごとに特徴的な取り組みについて、また、課題となることについて、まとめられているかと思うんですけども、概略で構いませんので、まずその P T A、家庭の特徴課題についてご説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

家庭と P T A につきましての特徴と課題につきましては、それぞ

れ子供さんたちの健康気にかけているが、メディアの使用についてはなかなかコントロールできず困っていると、というそういうご家庭が目立つということです。メディアの使用時間が長くなりまして運動時間は短くなると。

さらに就寝時間が遅くなり、朝自分では起きられず朝食を食べないという悪循環が目立ちます。これに対しては町全体でメディア使用のルール化を進めるなど、P T Aとしての共通認識と取り組みが必要となると考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

家庭の中での親子の関係にも関わっていくような重大な状況であります。取り組みについては非常に注意を十分な配慮をしてですね進めていかなければならない課題かなというふうに思っております。

続いての保育園や学校の分野ではのその特徴や課題等はいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

乳幼児期から小学校低学年までの時期は睡眠時間の短さや外遊びの少なさなどの特徴があります。

この時期は体力や運動能力の基礎ができる時期で、脳や神経系の機能に発達についても重要な時期です。このため、保育所園や学校で子供の発育、発達についての系統的で健全な発達のために、再度取り組みを点検し確認をする必要があります。このため、運動遊びの導入などをきっかけに、子供たちの日常生活の中での運動のあり方などを、再度見直すように提案をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

生まれてから3キログラム弱ぐらいで生まれてから、大人の体重、50キロ60キロになるまでの成長の過程の中で、こうした睡眠とか食育することとかですね、運動とかは、人間が本来生物で成長していく上で重要な役割を担ったものだというふうに思います。ぜひ、そういうことを踏まえてですね、課題にかかっても取り組みを進めていただきたいなというふうに思ってるところです。

こうした家庭、P T A、学校の状況を踏まえながら行政として取り組まれてきてることについて、特徴と課題について説明していただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

行政の取り組みと課題につきましては、まずPTA活動を支援して、保護者の理解促進と具体的な取り組みの展開へ向けて支援をいたします。二つ目に、保育所園での運動遊びの導入のための理解と理解の促進と指導者の養成をいたします。三つ目に小学校の体育科、家庭科中学校の保健体育科、技術家庭科において教育課程の中で、生活リズムの大切さを学んだり仲間づくりや年齢間の交流を合わせた運動の日常化を進めるなどについて重点的に支援すると。これが以上三つが課題でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。どの方にもとても重要な課題であるかと思います。ぜひ現場の先生方、保育園の先生方含めてですね、あるいは保護者も含めて、しっかり行政と協力し合ってこの課題について取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

こうして、1年経過した状況ですので、まだまだ子供たちの日常生活にこれらの取り組みが具体的な形として変化が見えないかもしれません。けども、学校現場あるいは保育現場等含めてですね、子供たちが少し変わったよとかいうのを含めて、なんか委員会の方にある、学校保育園の方にですね、子供たちの変化に関わって報告されてることがあればご説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

自分たちの生活リズムの実態と対策についての授業を受けた、小学校高学年の児童や中学生の反応を見ますと、課題を受けとめ前向きに取り組む方向での意識の変化が感じられます。

中学校の生徒会がメディア使用のセルフコントロールのために、ノーメディアデー、メディアをしない日というのを設定して取り組んだという報告も受けております。中学校にはこのような子供たちの自主的な動きを応援すると支援するように依頼をしたところです。

また運動遊びを導入した保育園、保育所保育園からは、子供たちの様子が実施前と比較して明らかに変化し、表情が明るくなり主体的に遊びに取り組み、友達との関わりを進んで持ち出したとの報告を受けております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、子供たちの中にもですね、それぞれ発達段階応じて変化が

現れてきてると、非常に嬉しい報告でもあります。ぜひ、この取り組みは2024年度、来年度も含めて計画が立てられて実行されていくと思うんですけども、来年度含めてですね、ここ、この1年、初年度踏まえて、新たな課題とか取り組みの方向を検討されてる事があれば、概略の説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

子供たちの生活リズムの改善につきましては、令和4年度から令和8年度までの第三期佐川町教育振興基本計画の施策4、心身の健やかな成長の推進の中に、健康教育の充実と生活スタイルの改善として位置付けて行動計画を立てて年々進行管理をしております。

このためにメディアコントロール以下、その他のですね、総合的な対策を教育研究所を中心に、健康福祉課、各保育所、園、小中学校と連携しながら、生活リズム向上プロジェクト推進委員会と同戦略会議の協議をもとに進行管理しながら進めてまいります。以上です。

5番（橋元陽一君）

第三期教育振興計画の中に位置付けて行政分野を横断をしてですね、取り組みを展開されていくというところであります。ぜひ、大いに期待をしたい事業だというふうに思っております。

また、さかわ未来学構想振興計画も同時進行でちょっと行われているかと思います。ぜひ、町民にこうした動きがですね、伝わるような発信していただくようなことも検討もしていただきたいなというふうに思います。

この間、私も学校の視察を経験し、視察をして参りました。11月24日は佐川中学校で授業参観と給食試食、それから11月28日は斗賀野小学校の教育懇談会。また、年を明けまして2月9日は斗賀野小で、保護者の事業参観や5年生のらんまん発表展示会が展開されました。近く、近所の子供さんに招待を受けてですね、この2月9日は私も参加をしてまいりました。

本当にグループに分かれて、一人一人の子供が全員役割を持って発言をして生き生きと報告をしてる姿。また昨年4月入学直後、一年生については懸念する事態も起きておりましたけども、同時に行われた授業参観では、一年生のクラスは保護者の方がいっぱい集まってですね、子供たちの様子を見守られていた姿に、保護者の方々、先生方がしっかり向き合って、子供たちの成長を支えてる姿を目の

当たりにしたことであります。

アンケート調査をきっかけにですね、生活リズムの問題が明確になって、まちぐるみで共有して、取り組みが展開されているところでもあります。ぜひ、まちぐるみで、この一人一人の子供たちが、親や先生方、地域の方々に支えられて、健やかに成長ができるような取り組みが、引き続き展開していきますようお願いを申し上げまして、私もできることなら、協力できるところは協力していきたいという思いを持っておりますので、一緒に子供たちをしっかりと支えていきたいなということをお伝えいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

最後の四つ目の質問に入ります。

この春、新たに8人の職員の採用が内定してるという行政報告を受けました。4月から行政の窓口フレッシュな顔が現われることを期待しております。また、新しい仲間を迎え、コロナ下この間でですね、コロナ下のもとで1万2千人に及ぶ町民の、毎日の生活を支える行政やすべての町内の、町内のすべての施設等で仕事をされている現地の皆さん、皆様に対しまして、本当に感謝と敬意を表したいというふうに思います。

町内の保育園、小中学校、役場、病院、介護施設等でこの仕事を支えていくためにですね、厳しい勤務条件のもとで、会計年度任用職員の方々もたくさん働いている、働いていらっしゃいます。この処遇改善に関わって質問をしてまいりたいと思います。

職員配置につきましては、職員定数条例に基づいて、10区分に職員が配置されております。2023年度の会計年度任用職員の配置は、この定数条例の10区分に沿って、どのように配置されているのか。フルタイム会計年度職員とパートタイム会計年度任用職員に分けて、それぞれの配置数の内訳をの説明を求めたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の職員配置の内訳についてですが、令和6年2月1日現在の人数でご説明をさせていただきたいと思います。なお、フルタイム会計年度任用職員はフル、パートタイム会計年度任用職員につきましてパートというふうに省略をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、町長の事務局部局、フル9名、パート75名。病院事業、フ

ル 7 名、パート 46 名。議会の事務部局、フルゼロ、パート 1 名。教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員フル 4 名、パート 56 名。学校職員はフルがゼロ、パート 5 名。学校給食共同調理場はフルがゼロ名、パートは 8 名。農業委員会の事務部局につきましてはフルがゼロ、パートは 1 名。それから選挙管理委員会の事務部局と監査委員の事務局及び水道事業につきましてはフル、パートともゼロ名となっております。以上、フルタイム会計年度任用職員は合計で 20 名、パートタイム会計年度任用職員は 192 名で、総合計 212 名となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

庁内の行政職の方に、多くの会計年度任用職員の方々がフル、パートで配置されている状況を確認させていただきました。

この会計年度任用職員の任用期限につきましては、原則 1 年で 3 年の制限が打たれているというふうに私はとらえていたんですけども、このことに変わりがないのか。またこれ年度を超えて継続してに遂行していくのに、こうした規則がですね、行政の方に支障が出ているのではないのか。この任用期限に関わって、町として何か対応されてることがあればご説明いただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の任用期限につきましてですが、1 会計年度の任用期間において、公募により任用し、公募によらず面接や従前の勤務成績等に基づく能力の実証による、再度の任用につきましては 2 回まで可能としており、その結果最長 3 年となり、令和 2 年度の会計年度任用職員制度開始以来、取り扱いに変更はございません。

また、会計年度任用職員の募集及び採用に当たりましては、地方公務員法第 13 条に定められた平等取り扱いの原則に則り、また均等な機会を確保するため、再度の任用による任用については 2 回までとしております。

なお会計年度任用職員さんにつきましては、毎年面談や評価を行い、ご本人の意向も事前に確認をさせていただいているところではございます。

また、橋元議員がおっしゃられましたとおり、行政の任務、職務

は継続していきますが、職員が変わる場合には適宜、引き継ぎの方を行っておりますので、特に支障が出るようなことはないと認識しております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

任用に一定の制限があつてですね、人、人材を確保していく上でも、かなりの課題があるんじゃないかなというふうにもとらえているところでもあります。

この会計年度任用職員、先ほど報告していただきました。ちょっとの1、2の増減はあると思うんですけども、定数条例で規定したとおりに、正規職員といいますか、専任職員が配置されてない部署がほとんどであります。こうした欠員、定数条例に定めた部署に欠員が生じておるわけですけども、この定数条例とおりに配置されていないことについて、関係部局、庁内の庁議といいますか、の中でこれまでも様々な議論を重ねてきておいでだと思うんですけども、この関係部局の中での協議に関わって何か特徴的なことがあれば、ご説明いただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

職員の、正職員ですが、職員の配置につきましては、佐川町定員管理計画っていうものがございまして、そちらの方を基本としながら、各所属の方からヒアリングを行わせていただきまして、あるいはまた、所属長から随時、事務事業について報告相談等がある中で、業務量を勘案して配置を行っていているというのが現状でございます。

5 番（橋元陽一君）

日々変化していく、行政の仕事の中ですと、そうやって臨機応変に議論を重ねながら重ねながら、対応されている現状なのかなというふうに捉えているところでもあります。

この10区分に関わつてですね、特に町長部局、それから病院、教育関係に集中的に会計年度任用職員が配置をされているところがあります。本来のこの部署では業務が、業務が出て定数とおりで賄いきれずにですね、オーバーし、会計年度任用職員を配置しなければ、行政が回らないというふうにもとらえていいのかなと思うんですけども、こうした会計の任用職員の配置について、ある部署にはここまでだとかいうような制限があるのかないか、会計年度任用

職員の配置に関わって、制限についてちょっとご説明いただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

会計年度任用職員の配置人数の制限ですけれども、そちらの方はありません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そうしましたら制限がないということであります。そしたら正規職員で配置すべきことを条例で定めていて、その部署に欠員があるという段階で、そこには会計年度任用職員の配置はだめだっというような規制はないのかどうか確認させてください。

総務課長（片岡和子君）

お答えいたします。そのことについても規制はございません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そうした規制がない中で定数条例で、学校職員 9 人と学校
の用務員さんの配置人数であります。この件につきましては、2 年
ほど前に片岡長に求めまして町長の見解も伺ったところであります。
また、学校現場の中でも毎年用務員さんを確保しなければならない
という現場では大変だということで、佐川町としての対応を非常に、
校長としてはですね、やりやすいということでもう声もいただいて
きた中であります。

で、この現在パートタイムで 5 名の任用職員が配置されてますけ
ども、これをですね、定数条例は 9 人ですけども、県内小中学校今
現在 5 校あります。規模は少し大小ありますけども、この 5 校に用
務員さんを正規で配置するようなことについては、町として検討し
てくことについて町長の見解を改めてまた求めたいと思うんすけど
もいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど橋元議員も私は以前に回答させていただきましたが、やは
り現在のところは、正規職員としての採用する予定をしておりませ
んの、よろしく願いをいたします。

5 番（橋元陽一君）

はい。現段階では検討の段階ではないというところであります。

さらにフルタイムパートタイム圧倒的にパートタイムの配置が多

いんですけれども、このフルタイムパートタイムの配置数等を含めてですね、何か規制はあるのかないのか、お伺いしたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

フルタイムとパートタイムの配置についての規制ということですが、特に規制はございません。その職の必要にする必要性について検討し、任用を行っているという現状でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そういう必要性に応じて配置をしているということであります。であれば、こうした状況の中で非常に厳しい勤務条件の中で配置されていきます会計年度任用職員の皆さんの処遇改善ってのは極めて重大でもあるかと思えます。

この職員の給与の財源措置に関わってですね、定数条例に基づいて配置されてる正職員と、それからこの会計年度任用職員についての財源措置といいますか、はどんなふうに違うのか違わないのか、交付金の算定基準等にどのように規定されてるのか。概略でかまいませんのでご説明いただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

以前にもちょっと回答させていただいたことがあったかもしれませんが、職員の給与の財源につきましては、定数条例に基づき、配置される職員及び会計年度任用職員については、補助事業の対象となる経費を除きまして、地方税とか地方交付税等の一般財源の方が財源となっているところでございます。

地方交付税上の給与費につきましては、ちょっと難しくなるんですけれども、基準財政需要額では単位費用は標準的条件を備えた地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において、行政を行う場合に必要経費を基準に算定されるもので、単位費用に含まれる給与費につきましては、四つの職員に統一の給与単価を設定し、これに各行政分野の経費項目ごとに必要となる職員数を乗じて算定されているということで、いずれにいたしましても基準財政需要額につきましては、標準的な人件費であったりとか、行政経費が算入されたものでありまして、地方公共団体の実人員、実際の経費が算入されているものではございませんので、なかなか職員が何人いるのでいくらっていう計算にはなっていないように理解しております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

なかなか交付税の仕分けといいますか、分析は非常に難しくて専門的でないとわかりません。私も文章読みますけども、なかなか理解に至らない段階であります。

こうした中でですね、本定例会で会計年度任用職員の皆さんの中で勤勉手当が支給される条例改正もされているところであります。この条例、条例改正に基づいてですね、4月1日付で施行されるということでありますけども、対象はフルタイムパートタイムともに支給されるのか、支給率に差があるのかないのか、金額にしたとれぐらいになるのか。概略でかまいません、ご説明いただけたらと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

まず支給対象となりますのは、期末手当の支給対象となる会計年度任用職員と同様になりますが、任期が6カ月以上、週15時間30分以上勤務の会計年度任用職員となりますので、フルタイムの方もパートタイムの方も支給、この条件を満たしておれば支給されるということにはなっております。

そして勤勉手当の額なんですけれども、勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に在籍期間率及び成績率を乗じて算出をいたします。フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員では、勤務時間によりまして給与月額に違いがあるため、勤勉手当基礎額の方に差が生じますが期間率及び成績率についての差はございません。

なお、任用期間であったり人事評価の結果によりまして適用する率は、会計年度任用職員によって変わってきます。

具体的にちょっと計算をして数字で申し上げてみたいと思います。まず、前提条件といたしまして、令和5年の4月1日から令和6年3月31日までの任用期間で、再度の任用により採用された事務補助の会計年度任用職員の方で、人事評価結果が勤務成績が良好である場合の勤勉手当の支給額については、1年間でフルタイム会計年度任用職員さんは27万8,280円、27万8,280円で。週30時間のパートタイムの方は21万5,442円、21万5,442円となり、年間の支給額の差は6万2,838円となるという計算になっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

勤務時間によって会計年度任用職員の皆さん、それぞれパートタイムフルタイムで、賃金にも改めて賃金というか勤務勤勉手当にもですね、差が出てくるということでもあります。

こうして期末手当勤勉手当ですね、当然職場で働いてる方々に対して、本来であれば格差があってはならないというふうに思うんですけども、現時点で国のこういう制度のもとで支給されていく状況にありますので、地方ではその基準に従って対応するのしかないのかなというには思っているところであります。

他にですね、このフルタイムパートタイムの処遇の問題で、例えば休暇の問題とかですね、何か違いがあるかどうかちょっとお伺いさせてください。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

フルタイムとパートタイムの方の処遇の差ということで、まず休暇のことですね。休暇につきましては、パートタイム会計年度任用職員につきましては、1週間の勤務日数であったり、任期によりまして、年次有給休暇の付与日数や取得ができます特別休暇の日数に違いはありますが、フルタイムの方もパートタイムの方も取得できる休暇の種類に差はございません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。休暇についてもですね、若干勤務時間等によってあるけども、パート労働、パートタイムフルタイムの方々には、同じ項目で適用されてるというところでもあります。こうした職員の皆さんの、あるいはまた会計年度任用職員の皆さんの勤務条件の数、改善の課題っていうのは、私は職員で構成される職員組合としても重要な課題でもあるというふうにとらえております。町長を含む関係部局との交渉事項にもなる課題ではないかととらえています。

お互いにですね、こちらの現場で働いていらっしゃる職員の皆さん方にとって、働きやすい職場づくり、町民が幸せになるまちづくりの担い手として、こうした現場においでる職員さん、会計年度任用職員の皆さんの処遇をですね、改善していくようなことを、双方が継続的に検討する場を設定してぜひご協議を進めていただきたいなというふうにも思います。

こうした本来日常的に行われてるかもしれませんが、職員組合との関係も含めてですね、町長としてどんなふうな対応を持たれ

ているのか、ご回答いただければというふうに思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほどから橋元議員の方から会計年度任用職員のことについて質問がっておりますが、現在任用させていただいております会計年度任用職員の方々は日々の業務に取り組んで一生懸命働いていております。佐川町の行政運営に本当に欠かせない方々でございます。勤務条件の改善につきましては引き続き、佐川町職員組合とも協議を重ね、より働きやすい環境づくり職場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ町のリーダーとしてですね、ぜひそういう対応を求めていきたいと思います。

この場でも何回か触れて参りましたが、佐川町職員の皆さんの国家公務員との給与比較した、ラスパイレス指数が毎年報告もされているところであります。

令和3年4月1日付け、令和4年の4月1日付のデータを見ましても、佐川町本当に大変だと思いますけど、下から下位から2番目のところに位置してるところであります。

正規の皆さんの勤務条件も、大変厳しい状況にもあるのではないかなというふうに思っております。

こうした佐川町の町民の幸せのまちづくりのために担い手として、行政の専門家として頑張っている職員の皆さん、会計年度任用職員の皆さんの処遇改善に向けては、ぜひ引き続き町職員組合等も含めてですね、協議を進めて、ここに来て採用になって働いてよかったなどと言える、新たに採用される方が8人もいらっしゃるということです。ですので、こうした若い方々が受けとめて頑張って、町民のために働いていくことができる環境づくりに、町長にもぜひ精を出していただきたいということをお願いして、私のすべての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで2時55分まで休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後 2 時 55 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、10 番、森正彦君の発言を許します。

10 番（森正彦君）

10 番、議員の森です。通告に従い質問させていただきます。

佐川町は令和 5 年、ビッグプロジェクトともいえる道の駅やおもちゃ美術館の開業、NHK の朝ドラらんまんの放映で、県内はもとより、全国からも注目を浴び、町民みんなが楽しい 1 年でありました。佐川町も、片岡町長も再々のマスコミへの登場でもありました。

さて、私たちは今どのようなまちづくりを目指しているのでしょうか。大きなビッグプロジェクトがあったせいなのか、少しわかりづらくなっているのではないのでしょうか。片岡町長も就任を 2 年経過しました。

そこで、改めて今後のまちづくりの方向をお聞きしたいと思います。基本的には第 5 次佐川町総合計画に沿ってであると思いますが、もっと具体的にこの課題にこんな事業で取り組んでいきたいと、町民にわかりやすく、まちづくりの方向を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

森議員もおっしゃられたように、近年佐川町では道の駅、おもちゃ美術館、新文化拠点の整備など、本当に大型事業を連発してやってやらせていただいております。NHK 連続テレビ小説らんまんの放送に伴いまして、上町周辺、上町地区周辺の観光客の受け入れ環境の整備を行うなど、様々な事業を展開をまいりました。

こうしたことによりまして、町内外の交流人口増加や経済活動の活発化につながることができていると感じているところでございます。

私が町長就任させていただいて、2 年あまりが経ちましたが、これまでに公約にお示していますとおり、一人一人が輝く明るく元気で温かいまちづくりを目指すべく、町内 5 地区で開催しております地区懇談会。また、これまでに寄せられた住民からの皆様からの意見、声を少しでも多く政策に反映させて、えられるように取り組み

を進めてまいりました。

中でも、手狭となっておりました佐川小学校の放課後児童クラブの施設整備や学校給食費、また保育園保育所の副食費の無償化など、無償化、そして奨学金支援制度の充実など、子育てをする若い世代が生活しやすい環境づくりを支援を強化しておるところでございます。また、そして令和6年度から18歳までの医療費の無償化も予定をさせていただいております。

そして先に関会いたしました高知県議会2月の定例会におきまして、濱田知事が人口減少対策が最重要課題と申し、言いましたとおり、中山間地域の佐川町におきましても、この人口減少対策が最も重要な課題であると捉えております。

人口減少対策としての取り組みにつきましては、これまで様々に行ってきたところですが、特に子育て支援や佐川町の基幹産業であります、農業や林業の一次産業への支援を強化することによって、若い世代が仕事と子育てをしやすいまちづくりを継続して行っていきたいと考えております。

そしてまた佐川町在住の方は高知市でありますとか須崎市など近隣で働く方も多くおられますので、国道33号そして494の整備につきましても、引き続き、これ引き続きですね、これまでと同様に関係市町村としっかりと連携をさせていただいて、国に対し、早期完成を要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

ありがとうございました。

就任当時からの考えであります、一人一人が輝くまちづくり、一人一人が輝くまちづくりを目指して、町民の意見を聞きながら、子育て支援を重点課題としまして、さらには近年の佐川町の大きな課題である人口減少とかにも取り組んでいきたいということでございます。

佐川町は近隣の町村に比べると人口減少率が低い、減少率が低いという、若干優位のような状況であると思います。人口減少については、若者の移住定住対策は重要な施策となります。

そこで子育てしやすいまちづくりについてですが、去る1月に議員団とともに岡山県の先進地である奈義町を視察しました。その時に感じたこと、佐川町の足りないところ等感想をお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

1月16日から18日までの3日間、議員の皆様にご同行させていただき、議員行政視察研修に同行させていただきました。

1日目は岡山県の奈義町におきまして、子育て支援策でありますとか移住対策を研修させていただきました。奈義町は人口約5,700人程度の佐川町の人口の約半分ほどの町でございました。

令和5年度、令和5年2月には、岸田内閣総理大臣が「なぎチャイルドホーム」などを視察された先進地の街でありました。当町も、当時もですね、多くの視察団が全国から訪れておりまして佐川町含め約60人が合同で研修を受けさせていただきました。

奈義町は自衛隊の大型演習場の誘致によりまして、自衛隊との共存をスローガンに町政運営を進めており、自衛隊員が年間500人ほど移住している町であります。

インフラ整備においても、国からの支援や過疎地区の認定もされており、過疎債を活用できるなど、財政的にかなり裕福な町であると感じたところでございます。

また奈義町の人口減少少子化対策の取り組みにおきましては、うまく住民を巻き込み、住民との協働の取り組み、特に若い世代を巻き込み、アイデアや議論展開がうまくできていると感じたところでございます。佐川町におきましても、もっと多くの若い世代を巻き込み、良いアイデアをいただき、人口減少少子化に努めてまいりたいと感じたところでございました。

今回奈義町の視察を終え、奈義町が実施しております、すべての取り組みを佐川町で実施するといったことは、佐川町奈義町の背景や環境、また財政状況等が異なるため解決につながるとは思っておりませんが、佐川町でも導入できる事業につきましては、勉強させていただき協議をしていきたいと思っております。

今回の3日間の先進地、岡山県奈義町、鳥取県日南町、岡山県早島町の視察を終え、すべての町において、当然背景や環境などの違いが今ありますが、各町の改革への意欲と取り組みの内容についてしっかりと勉強させていただきました。それぞれの町が抱える問題におきましても、共有することができたと私自身も感じております。

これからも熱意を持って先進的な、全国市町村の取り組みを参考にさせていただき、効果的で、効率的で効果的な佐川町の実情に合った事業を、地域の皆さんには職員と一緒に取り組み佐川町がより

よい住みよいまちとなるよう、今以上に頑張っていかなければならないと感じたところでございます。本当に勉強になりました。

また引き続き、視察研修にはご同行させていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。奈義町、本当に住民を巻き込んでのよい子育て支援策政策がなされておりました。しかし佐川町もですね、奈義町の施策を聞かせていただいた時にですね、佐川町の子育て政策も、かなり私は充実しているという認識を受けました。

奈義町、非常にPRが上手というようなことを感じました。佐川町も、もっと上手にPRしていけばいいということですが、この子育て支援策、どこの町村も同じような内容になるのではないかと思います。

人の思いは多様ですので、様々な切り口からアピールをしていかなければならないというふうに思ったことでございました。

こういうそういう様々な切り口からいろんなアピールをなさいうていう、言うのは易いですが、なかなか、ほんならどうするというたらの難しいものもありますけれども、そういう目線でこれからも町の子育てをPRしていかなければならないのではないかと思いますところでございます。

ここで佐川町の2023年の出生数の合計と地区別の数を教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えさせていただきます。

2023年ということで今年度の数値になりますが、令和5年4月から令和6年2月25日までに届け出のありました数値の方で報告をさせていただきますと思います。

まず佐川町全体では、41人というふうになっております。地区別といたしましては佐川地区で24人、斗賀野地区11人、尾川地区2人、黒岩地区1人、加茂地区3人。以上となっております。

10 番（森正彦君）

はい。合計で41人。これ、少ない差ではないかと思いますが、この数字をどのようにとらえておいででしょうか。お答え願います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

出生数の数につきましては、先ほどまちづくり推進課長の方からご報告、報告させていただきましたが、出生数について、本当に経済面でありますとか、社会面において危機的な状況であると感じております。

子供のやはり数が少なくなると、やっぱり町なかあちこちですね、子供の笑い声泣き声がなくなりますと、やっぱりその町が寂しい町になっていくと感じておりますので、出生数につきましてはこれからお願いするわけではないですが、増やしていく施策を打っていかなきゃいけないと感じております。以上です。

10 番（森正彦君）

先ほどの数字の中で、比較的斗賀野地区の出生者数が多いことがわかりました。そうではないかと思うことはですね、昨年これは昨年なんですけど、斗賀野は建築ラッシュのような感じを受けました。これは少し大げさかもしれませんが、1年間で10数戸の新築が建っております。そこで大事なものは、私は優良な宅地の供給が肝要であると思います。

幸い斗賀野では宅地開発業者が頑張ってくれていて、開発するとすぐに家が建ち始めるという状態であります。この優良な宅地の供給とPRも重要だと思います。宅地の供給についてどのようにお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

幸い当町は津波の心配もなく、近年議員がおっしゃっておられますように、斗賀野地区佐川地区では民間業者さんによる開発が進みまして、新しい宅地、新しい住宅が増えているという印象を私も持っております。

人口減少対策には、宅地も含めて定住できる家があるということが大切な要件の一つになってくると考えます。

現在当町におきましては、かいな小富士分譲地について分譲地について、随時募集を行っておりまして、8区画が残っておりますが、少しずつではありますが、毎年1区画ほどの購入希望者がいる状況となっております。

また、未利用となっております町有地につきましては、計画的な売却の方を実施していき、宅地として利用できる場所は利用していただきたいと考えています。すいません。以上です。

10 番（森正彦君）

斗賀野、佐川は民間の業者が頑張ってくれておりますが、加茂地区に町営住宅の建設と宅地の開発計画があると聞きました。

加茂は高知市に近くて通勤の利便性も高いので、定住対策としては効果的だと思います。

また尾川、黒岩にもですね、需要はあるのではないかと思います。ここを民間業者がどうしてくるかという問題もありますけれども、何らかの手でこの出生数の少ない、黒岩、尾川地区にも宅地開発をする必要はないかと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきますと、尾川と黒岩地区につきましては、平成 14 年度、16 年度に建設をさせていただきました、町営住宅がすでにあり、この 5 年間を見てもみると、退去する方もいらっしゃいましたが募集をすると応募もありまして、現在は全室、12 世帯の方が入居されているという現状です。

このような状況から推測いたしますと、一定需要の方はあるのではないかと推測されます。

しかしながら、尾川、黒岩の方にも需要があるのではないかと推測はありますけれども、町営住宅についてはまだ空き状況がありますので、町営住宅建設については考えてはいないところです。

宅地の供給につきましてはちょっと町有で、町がやるのにはどうかと思ったりもしております。すいません。以上です。

10 番（森正彦君）

尾川、黒岩で町が宅地供給をするか否か、かなり難しいところありますが、できることとしてですね、町内の宅地業者なんかと連携するとかお願いするとか、地域の方と協力してとか、その大規模な宅地開発じゃなくてもですね、例えば、下郷辺りなんか本当に良い場所だと思ひまして、あそこにも宅地がありましたが、あれも全部埋まっているような状況でもありますし、それなりの努力をすれば宅地供給、宅地開発も可能ではないかということも考えられますので、検討をしていただきたいと思います。

それから宅地の供給も重要ですが、若者が定住移住、移住定住する、もう一つは生活環境の良さ、これも重要な定住選択の要件であると思います。

景観とか生活インフラ、そして祭りやイベントなどですね、楽し

く暮らせる行事があることがですね、安心して楽しく暮らせることになると思います。

斗賀野では住民が主体となって自然や生活環境の整備や数々のイベントを開催し、楽しく暮らせる地域づくりを実施して、実施してきました。そういったことの積み重ねが、今現れているのではないかとも思っております。住みたい町として選ばれる町になるには多くの要素があります。で、教育文化、産業の育成、防災とか、これらを充実していけばよいのではないかと思います。

私は子育てに関する補助制度の充実も大事だけれども、足元を見つめて町民の満足度を高めると、そのことによってですね、いいなと移住をしたいなということになるんじゃないかと思います。

佐川町はですね、歴史と文教の町、こういうものを看板にして楽しく暮らせるまちとして、再度言いますが、町民の満足度の向上に取り組んで、そして内外にアピールしていけばよいではないかと思いますがいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

住民の皆様が生活をしていく上での豊かさにつきましては、生活インフラなどの環境整備のほかに、教育や文化といったものは非常に重要なことだと思っております。

佐川町はこれまで風土と文化により、多くの偉人を輩出し、文教の町として息づいてまいりました。

また、佐川町歴史的風致維持向上計画の第1期が、平成21年3月に認定されまして、旧浜口家住宅や旧竹村呉服店の改修を行うなど、歴史漂うまちづくりを進めてまいりました。

現在の第2期計画におきましては、司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵の買い取りと耐震化を含めた修復活用の計画を進めているところでございます。

またNHK連続テレビ小説らんまんの効果もありまして、本年度は想定をはるかに超える、多くの観光客の方に佐川町へ来ていただいて、全国的、海外へも佐川町が、売り出しができたのではないかと考えております。

今後におきましても、引き続き多くの観光客の方に来ていただける、また佐川町に住んでいただけるような、いただいてですね、こうした交流人口が増えてですね、移住にもつながるよう、坂本議員

からの質問にもありましたが、ホームページなどを利用して、PRをしっかりとうまく頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

そして、やはり一人一人が輝く明るく元気な温かいまちづくりを基本理念としまして、住民の皆様がやはり住みたい住みやすい住みたい住んでよかったと思っていただけるような、満足度の高いまちづくりを目指して、今後とも職員一同頑張っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

10 番（森正彦君）

住民が、一人一人が輝く住みよい住みたいまちを作っていきたいという町長のお考えです。本当にそうだと思います。

満足度高めるという中でそういうことができると思いますし、若い世帯はやっぱり教育というのは非常に関心が高いと思います。

やっぱり教育環境の整備というのは大事だと思いますし、そこで文教のまちと言われる佐川町は、他の町にない良いところ持っております。そして文化の薫り高い地域づくりができていけばですね、佐川町は選ばれる町になるのではないかと考えております。どうぞよろしくお願いします。

次にですね、第6次総合計画の策定についてどのように取り組むのでしょうか。予算の計上額、そしてどのように取り組むかと、予算の計上額、そして内容をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。

まず現在の第5次佐川町総合計画につきましては、平成28年から令和7年度までの10カ年の計画となっております、次の第6次佐川町総合計画の策定につきましては、来年度の令和6年度と7年度の2カ年で策定の方、予定をしているところでございます。

計画で計画策定の策定に向けましての進め方といたしましては、まず第5次計画の検証を行いまして、ワークショップなどによりまして後、各地区や町内、中高生などの住民意向調査などを踏まえ、策定の方を行いたいというふうに考えております。

令和6年度につきましては、第5次総合計画の検証するための基礎データの収集、整理などの基礎調査に加えまして、住民の皆様意向を把握するため、町内5地区におきまして、ワークショップの

開催や町民アンケート調査、また各種団体へのヒアリングなどを予定しておりまして、予算額につきましては、委託料としまして 674 万 3 千円。こちらの方を計上させていただいております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。本年、6 年度はワークショップとかアンケートとかで検証していくということですが、委託料、これはそういう専門の業者に委託するとそういうことでございましょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。

そういったコンサルタント業者の方に委託をすることを検討しております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい、わかりました。ここからですね、ここから 6 年度の予算編成の内容について伺います。町民課長にお伺いします。

予算編成方針の中でですね、みんなで取り組む健康づくりと健康診断受診運動と特定健診の受診率向上に向けてとありますが、その具体策をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町民課長（山本壽史君）

はい、森議員のご質問にお答えいたします。

町民課では、令和 6 年度におきましても、重点課題としまして、みんなで取り組む健康づくりと健康診断受診運動を掲げ、特定健診の受診率向上を目指して受診勧奨事業に取り組むこととしております。国民健康診査の特定健診の受診率につきましては、制度開始以来徐々に上昇してはきておりますが、健康保険や共済組合などの被用者保険に比べますと低く、市町村国保の目標であります 60% に到達できていないのが現状でございます。

そのような中、令和 3 年度より受診率向上を目的としまして、受診勧奨委託事業としまして、A I を活用した特定健診、未受診者対策を取り入れております。

この事業は A I による対象者選定を行い、また未受診者の健康特性をデータから分析し、それぞれに応じた受診勧奨通知の送付を行うといったもので、効果的な勧奨を行うことにより受診率アップを目指しております。

その効果もありまして、令和 4 年度におきましては、特定健診の

制度が始まって以来、過去最高の 49.9%まで上昇しております。そして今年度におきましては、速報値ではありますが、45%を少し超える一応数値が出ております。

令和 6 年度におきましては、新たに 40 歳、50 歳代の若者層の受診率向上に向けたアプローチとしまして、ショートメッセージサービスやウェブサイトを用いた受診勧奨も計画しておりますし、また今までどおり引き続き広報誌等を用いまして、住民の皆様に特定健診受診の啓発を実施しながら、さらなる特定受診率、失礼しました受診率向上を目指していきたいと考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。

よくこういう場合にうたい文句だけで終わるということがあったり、よそではにしましょうか、あったりするので確認しましたが、本当に真剣に取り組まれておるということがよくわかりました。

私が議員になった 14 年ぐらい前は 30%に届くか届かないようなことでありましたが、それから皆本当に努力していただきまして、現在は 40、50%に届かんとするような状況になっておると。それもいろいろ工夫をされているということを知って、本当にうれしく思います。

先ほどありましたが、個人事業者、若者、農業の人ですかね、そんな人なんかは、受診の機会、関心が少ないということもありますので、その辺りも目をつけてくれて、気づいてくれておるということで、受診勧奨をさらに強めていっていただけたら、本当にありがたいと思います。

それから次には健康福祉課長にお伺いします。

子育て世帯に対する包括支援体制の強化とありますが、具体策と予算はどうなんでしょうか。そして 6 年度県が新設する人口減少対策総合交付金の対象事業は何なのか、予算額はどれぐらいなのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この予算編成に書いております、子育て世帯に対する包括的支援体制の強化、これにつきましては今健康福祉課内に設置をしております、母子保健の機能を持つ子育て世代包括支援センター、これと、

児童虐待の窓口を含めた子供家庭相談を受け持つ子ども家庭総合支援拠点、この二つの拠点の連携を密にしまして、妊娠届時から子育て期に至るまで、今すべてのですね妊産婦、子育て世帯に切れ目のない伴走型支援、こちらを行っているところです。

令和6年度におきましては、このうち子ども家庭総合支援拠点の体制強化を図るということで、職員を1名増員し、二つの拠点を運営する健康福祉課の子どもサポート係、こちらの人員体制を4名から5名に拡充したいと考えております。

この二つの拠点にかかる事業費については、令和6年度当初予算案において、職員、正職員の人件費を除いて、1,108万4千円を計上しております。また、県が新設をいたします人口減少対策総合交付金、こちらの対象事業につきましては、健康福祉課所管分として、令和5年度まで県単独予算で、市町村向けに補助金、補助制度を設けておりました、ファミリーサポートセンター事業。それからかわせみで行っております地域子育て支援センター事業。それから妊婦健診、妊婦健康診査強化事業。こちらが令和6年度から該当となりまして、県の補助金ベースで合計126万5千円となっております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございました。

切れ目のない切れ目のない子育て支援施策を講じていくということで、その中で拠点強化のために人員を1人配置すると、予算も1,100万を超えるということで、かなり積極的に対応していくということがうかがえました。

県の申請する人口減少対策総合交付金の対象事業には、6年度は新たなものはないということですが、よく捉えればですね、先ほど言われた三つの事業は先駆けて対策を講じていたということだというふうにとらえたいと思いますが、今後さらに県の交付金を活用しましてですね、子育て施策の充実を図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次にまた健康福祉課長なんですが、住民力を生かした佐川らしい高齢者等の生活支援体制の構築とありますが、佐川らしい高齢者等の支援体制、これはどういうことでしょうか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

住民力を生かした佐川らしい高齢者等の生活支援体制の構築。これにつきましては、5地区にあります、あったかふれあいセンターと連携をしまして、地域でのお助けイベントを継続的に開催をして、生活上のちょっとした困りごと、これを地域で助け合う機運を醸成をしております。

令和6年度もこういった取り組みを継続しながら、地域全体で高齢者等を見守りながら生活上の困りごとを地域で支えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。予算につきましてはこれは介護保険の特別会計に計上しております。生活支援体制整備事業委託料439万4千円ということで社会福祉協議会、町の社会福祉協議会に委託をして、事業を実施してまいります。以上です。

10番（森正彦君）

佐川らしいというところは、あったかふれあいセンターを核にしてですね、地域の実情に合った支援をしていくということですが、このあったかふれあいセンターがでてきましたが、この旧小学校単位でですね、すべての地区にあったかふれあいセンターがあるというのは、これは本当に私らはそこにいるから感じんかもしれないけれども、本当は素晴らしいことであるというふうに思っております。感じかもしれん感じております。

地域のお年寄りなんか、本当に明るく楽しく安心して暮らしていると思っています。そういうあったかの活動の中で、一つには、地域にお助け連、お助け作戦があると。これは介護保険では賄いきれない制度の中に入れない、ではできないことを、みんなでやっていこうよとするイベント等で各地区で取り組んでおるということで、そういったところまで手が届いておるということで、いいことだと思います。

このお助けイベントですね、今回防災の関係の質問が数多くありますが、このお助けイベントのやり方はですね、災害ボランティアセンターのやり方と一致するわけでございます。

で言うたら佐川町ではですね、毎年、各地区で災害ボランティアセンターの模擬的な訓練ができておるということもいえるかと思えます。この需要者を掘り起こして、そしてボランティアの人が来る。そしてそこでどうマッチングさせていくかというようなことを、ができておるわけでございまして、こういったことなんかも非常に素晴らしいことであるというふうに私は評価しておるところでござい

ます。引き続き皆さんで頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に教育長に質問をさせていただきます。

予算編成方針の中で、佐川未来学構想による学びの転換と学力の向上について、内容と実績予算をお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

これからの時代を生きていく子供たちのために、佐川らしい教育を体系化し、ふるさと力、人間力、未来創造力、この三つの力を育てようとする佐川未来学構想。これを令和3年度から推進をしております。この構想を推進し実現するためには、従来の知識技能を習得する学習の上にさらに、牧野博士をはじめとする佐川の先人たちに倣い、みずから学びに向かい、他との関わりの中で学びを深める学習指導要領が示すところの主体的対話的で深い学びに転換することが求められます。

このためまず佐川の教育的資源を最大限に生かしながら、学習指導要領の示す目的目標を目指す小学校用ふるさと教材サカワークとこれをさらに深く学ぶためのデジタル教材を開発し、令和3年度から各小学校で使用しております。これによりまして子供たちがこの教材を手にも地域に出かけ、地域の皆様に関わっていただきながら学びを深めていく様子が日常的に見られるようになっております。

さらに集落活動センターでの住民の皆様の学びにも試してみましたところが好評をいただいております。この副教材につきましては、令和8年度の学習指導要領改訂も視野に、供用開始5年を経過する令和8年度に防災や常呂町の開拓に学ぶ内容、戦争の記憶などを追加した改訂版とするために、令和6年度当初予算案の9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、ふるさと教育推進事業に、この間の成果とサカワーク、デジタル改訂の方向性や留意点を把握するため、佐川未来学に関する意識調査委託料、223万5千円等を追加する項目のデータを制作する、サカワークデジタル改訂業務委託料65万2千円を計上させていただいており、今後2年間で改定作業を実施しようとしております。

次に、子供理解や仲間づくりを進めながら、授業を改善するため、教育界で多くの知見を有し、実績のある研究者を教職員研修や教職員の支援に招聘するための事業を、平成30年の教育研究所設立以来

実施しております。

これにつきましては学校現場で非常に好評で実施の要望も多く、これにより教員の意識と対応、それを受けての児童生徒の受け取りは、平成30年と令和5年を比較しますとすべての項目で向上しております。これらの予算につきましては中学3年生のための基礎学力定着支援事業、いわゆる町営塾の費用も合わせて、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、学校教育改善重点推進事業に、高知県教育委員会の高知県地域版地域、教育版、失礼しました、教育版地域アクション事業の補助を受けて、謝礼金251万5千円、費用弁償163万1千円を計上させていただいております。

次に、学びに向かうための協調性、コミュニケーション力、やり抜く力、忍耐力、計画性、自制心、意欲などのいわゆる非認知能力を表現活動を通して育成しようとする、花まる学習会のA t e l i e r f o r K I D s は、斗賀野小学校と永野保育所で令和元年度に導入しましたところ、子供たちの学校生活への適応ややる気など、実施していなかった学年と比較して明らかに効果が見られましたので、翌年から町内小学校低学年と保育所に順次導入しております。

これにつきましては導入段階から手法を自らのものにして定着させていく段階に進んでおり、これも9款、1項、2目事務局費学校教育改善重点推進事業に、先ほどの県の補助を受け、佐川未来学花まる学習会委託として68万8千円を計上させていただいております。

次に思考力や創造力を育む町独自のプログラミング教育など、最先端の知見や技術をG I G Aスクール構想による環境整備もあわせて活用し、子供たちに先進的で個別最適な指導するための指導法や教材を開発導入いたしました。これにつきましては町内各小学校で授業の様子を見ておりますと、子供たちがタブレット端末や電子黒板を駆使してロボットのプログラミングに取り組んだり、ふるさと佐川についての学びを深めたりしている様子が日常的に見られております。

これは県内でも先進的な取り組みで他の市町村からも関心が寄せられております。これにつきましても9款、1項、2目事務局費、学校教育改善重点推進事業に、I C T支援員やロボット動物園製作キットのための佐川未来学に関する委託事業として委託料539万円。

個々の学習レベルに対応して自学自習を促進する、ベネッセ社の

人工知能型学習教材ミライシードの使用料と同じく、9款、2項、2目教育振興費、小学校教育振興総務費のシステム使用料に佐川町ミライシード版使用料として208万1千円を計上させていただいております。これは中学校も同様です。

これら学びの転換による学力向上対策の結果、従来の知識技能を与える授業のうえに主体的対話的に深める授業が実現しつつあり、成果の一断面として令和5年4月実施の全国学力学習状況調査の結果によると、測定できる学力については小学校での学校間格差がなだらかになり、町内の平均はほぼ全国並みになっております。

課題といたしましては中学校では測定できる学力の部分で明確な成果がまだ見られておりません。それと個人の格差がまだ克服できていないことが挙げられます。個人間の格差の原因としては、橋元議員からのご質問にるる申し上げてありますように、子供たちの生活リズムの問題が考えられますので、これにつきましては、それによってさらに短い家庭学習時間なども原因の大きな部分ではないかと言われております。

国の委託事業を受け100%国費で、9款、1項教育総務費、2目事務局費、教育研究所費に、生活リズム向上プロジェクトとして運動遊びの講師などの謝礼金46万4,600円、費用弁償42万655円と、啓発用リーフレットの印刷製本費、8万3千円を計上させていただいております。

これらの総合的な施策で主体的で対話的で深い学びを実現し、教育の質を向上させ、これからの時代を生きていく子供たちに必要な学力向上への道筋を確かにしていこうと考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。学びの転換とか主体的な学びとか、最近そういうことを最近というか、ここ数年言われておりまして、そういった施策がですね、うまくいってるかどうか、確認をしてみたいということでの質問でございました。

あんまり私は教育のことはよくわかりませんが、成果は上がってきているようにも受け取るというよりかもっと積極的に言えば、ようやくやってくれてるなというふうに感じました。よろしく願いしたいと思います。

新文化拠点ですが、この開館に向けての事業推進、事業の内容、

予算ですがおもだったもので構いませんので、お伺いしたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私の方からは新文化拠点、新しい図書館について説明をさせていただきます。

かいつまんで、6年度予算につきましては、主に9款、4項、3目、図書館費に現在の仮設の図書館の運営費、それと新しい図書館に向けた準備の経費、それと開館後の運営費を計上しております。これが約4,600万円ということです。その中でまず人員配置にかかる予算としまして会計年度任用職員を、職員を司書2名、受付事務補助1名。それから開館後の司書1名分、それから交流機能の事業を担う地域プロジェクトマネージャー1名と、これも開館後の派遣の方1名分を計上しております。そのほかにも館長と正職の司書を1名配置することとしておりまして、開館後はこの合計8名プラスアルファで、シフトを組みながら運営をしていくということになっております。

なお、地域プロジェクトマネージャーは、国の制度で地方の重要プロジェクトのために、地域や外部専門家などと行政を橋渡しをする調整役として雇用するもので、こちらは特別交付税の措置があるということになっております。

次に資料の購入費ですが、蔵書収集計画のもと、開館時に5万冊を蔵書するように令和6年度は7千冊。金額でいうと980万円の予算を計上しております。最終的には10万冊の蔵書を計画してるところでございます。

また、雑誌購入についてはスポンサー制度の導入を検討しておりまして、6年度の準備段階で制度設計とスポンサーの就任を進めていきたいというふうに考えております。

他にも行事関係としまして、開館時の行事として式典及びイベントの予算であるとか、ガイドブックとかグッズの作成にかかる予算を計上しております。それから準備のところですが、開館に向けての準備として、IT関連の研修、それから運営に関する研修、司書の技術的な研修、それから図書館に関わっていただきますボランティアやガイドの育成、それから集落活動センター等を中心としました地域との連携について取り組んでいくということで、これに係る経費についても予算に計上しております。以上です。

10 番（森正彦君）

新しい図書館へ本をそろえるため、7千冊。事業費980万円、ずっと以前に元気村が図書館を受けた時の資料が40万ぐらいでございまして、その100万ちょっとになっておりましたが、本当にこれで文教の町の図書館と言えるのかということでお願いしまして、新しい図書館を建ててもらうような運動もしたわけですが、本当にもうすぐ実現ということで、大変うれしく思います。開館までのスケジュール、大変たくさんのことをこなしてまいらなければならないと思いますが、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

少しお聞きしたいですが、プロジェクトマネージャー、これ具体的に図書、新文化拠点ではどのような活動をされるんでしょうか、お伺ひします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、地域プロジェクトマネージャーにつきましては、主に図書館の中にあります交流機能を担うということで、この交流機能では何をするかということ、地域、それから学校との連携に主に力を注いでもらうと。特に地域ですね、図書館どうしても町なかにあるということですので、各地区、加茂、黒岩、尾川、斗賀野、斗賀野最後になってすいません、の、地域と連携をして地域にながらも図書館とつながっているという体制を、IT等を利用しながら、構築していこうというようなことをやってもらうというふうになっております。以上です。

10 番（森正彦君）

地域にいながらと図書館とつながる。これ大変、新しいやり方でどんなにするかなと思うんですが、それを実行するにはですね、それなりの人材が必要かと思いますが、それをこなせるであろうという人のめどは立っているのでしょうか、お伺ひします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをします。実はもう募集をいたしまして採用試験を行いました。そこで町長、教育長にも入っていただいて審査をしましたけれども、非常に良い人材が見つかったのではないかなというふうに思っております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。人材が見つかったという答弁でございました。

私たちも期待し、その方たちと供にですね、新しい図書館建設、

あるいは以後の運営、活発な活動に向けて協力していかなければならないと思います。ボランティアの人へも目を向けておられるということで、素晴らしいことだと思います。

おもちゃ美術館の方も、なかなかいいボランティアさんが頑張っておられるようで、町民とともに進むという部分ができているなどということも、おもちゃ美術館でも感じておりますし、図書館もそのような図書館でみんなでつくる図書館というふうにこれもなっていけばいいかなというふうに思っております。長くなりましたが、この質問は以上で終わります。ありがとうございました。

次は、集落活動センターと集落支援員の活動についてお伺いします。高知県は10年以上前から住民が生活、福祉、産業などの地域のニーズに応じて活動する集落活動センターの設立を進めています。

その中で県内各地で住民が主体となり話し合い、地域の課題を解消するために、ガソリンスタンドや生活店舗の運営、特産品の開発など、生活、福祉、農業、防災といった課題に住民主体で取り組んでいます。佐川町でも、佐川にはありませんが、周辺4地区に集落活動センターを設置して、集落支援員を配置していきまして、地域活動を展開しています。集落支援員が全地区に入っています。またあったかふれあいセンターも全地区に設置しています。

このことについてですね、佐川の住民力はすごいと。うちもやりたいがなかなか進まんと近隣の町の議員がこぼしていました。

私も佐川の住民力、この住民力は本当にすごいと思います。この住民の活動は県内外からもですね、モデルケースとして視察も多くなっております。なぜこんなに良くなったか、それはですね、私は各地区に地域づくりの組織があるということ。そして、その組織の活動に欠かせない拠点、集落活動センターですが、拠点がある。そして、人がいる。マンパワーです。動かす人がいる。そして活動する人、そのリーダーとか支援員、これも配置されておる、人がおると、それなりの人がいる。そして資金。この三つの条件がそろくと、拠点と人と資金。これがきれいにそろっておると。それで、それぞれの地区で特徴のある活動が活発されていると。それで実績も上がって住民のやる気も上がってきたということだと思っております。

その結果、あったかふれあいセンターを含め、先ほど言いましたが、全国的に高く評価されています。前置きが長くなりましたが、町の方ではどのように評価しているのでしょうか、お伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。

町内の集落活動センターにつきましては、森議員もおっしゃられましたように小学校区を単位といたしまして、佐川地区を除きます4地区に設置をしております。またあったかふれあいセンター、こちらの併設した各地区の拠点施設として集落の維持や活動の活性化、こうしたことに向けた取り組みの方が行われているところでございます。

各地区の集落活動センターでは集落支援員さんを中心に、地域住民の皆様や関係団体、また役場の職員などとも連携を図りまして、地域課題の現状を把握するとともに、これまでのこれまでそれぞれの地域で行われてきました行事やイベントの開催など、こうしたものを継続、こういったことを行いましてこれまでも大きな役割の果たしていただいているというふうに感じております。

また、各地区に配置をしております集落支援員さんは、定期的に各地区の集落支援員さんと情報交換の場を持つなど、常に地域のよりよい姿の方を考えていただいております。現在の各地区での元気な活動につながっているのではないかとというふうに思っております。

こうした各地区の集落活動センターの取り組みにつきましては、先ほど森議員もおっしゃいましたように、県内のそれぞれの集落活動センターから視察が来るなど、先進的な取り組みの方が行われるというふうに感じております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

ありがとうございます。

佐川町は本当に私、心からすばらしいいい町だと思っております。

先の子育て支援策と同じですね、こういった佐川町の実力をですね、良いところ、多くの町民の皆さんに認識してもらいたいと思います。

そうですね、集落活動センター集落支援員での件に関してここからが大事な部分であるというところですが、集落活動センター設置から数年経ちました。ここらで改めてですね、各地区で地域課題を地域住民とともに話し合い、そして課題を洗い出して地域全体で課題解決に取り組むべきではないかと。

集落活動センターの役割、集落支援員の役割、行政の役割で、そ

してその中で行政がやってもらいたいこと、地域が望むこと、その双方がうまくマッチングしてですね、さらなるさらなる発展をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えさせていただきます。

今後ですね、末永く地域の維持を図っていくためには、常に変化します地域の実情を把握するとともに、課題解決に向けた話し合いやそれに対します活動を継続していくことが重要であるというふうに考えております。

また森議員おっしゃいましたように、役割の明確化というのは非常に大事なことです。今一度ですね、集落支援員と役場との役割や業務について、確認しながら進める事などですね、今後の取り組みの方ですね、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。

本当に時代が変わっていく、ニーズが変わっていく。今までどおりやってたのでは、沈滞になりますので、その辺りの課題をよく話し合って取り組んでいく、みんなで取り組んでいくというところが肝心であると思います。

最後に町長に集落活動センターとあったかふれあいセンターについての思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

佐川町での集落活動センターとあったかふれあいセンターの取り組みにつきましては、高知県が推奨します、高知型福祉の理想ともいえる形で運営されておりまして、各地区で連携し、充実した活動は行われていることにつきまして、地域住民の皆様や関係団体関係者の皆様に深く感謝しているところでございます。本当に各地区での活動拠点となっておりまして、私も様々なイベント等に参加をさせていただいております。

今後におきましても引き続き、佐川町内の各地区で安心した暮らしが継続していけるよう、集落活動センター並びにあったかふれあいセンターの活動を支援させていただきますとともに、役場職員も

一緒になって、地域の拠点となり地域の活性化につながる取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ森議員にもご協力をよろしくお願いいたします。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございました。

今回私の質問はですね、基本的には確認のような状態でございます。確認でチェックをするということではありますが、大分、褒め過ぎたかなという感じもあるにはありますけど、本当にこれは私は事実だと思っております。

自分たちのやってきたことがですね、非常に成果が上がっていると。

いうことを胸にですね、本当にこれからも尽力し、町の発展のために尽力をしていただきたいと思います。

これで私のこの議会での質問を終わります。丁寧なご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、10 番、森正彦君の一般質問を終わります。

引き続き、12 番、岡村統正君の発言を許します。

12 番（岡村統正君）

12 番の岡村統正でございます。議長のお許しを得まして久しぶりの質問になります。

本日最後の質問者になりますけれども、時間の延長にならないように終わりたいと思いますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

尾川小中学校補助グラウンドについて今後どのような活動ができるのかという質問でございますけれども、今日までの経過をお話させていただきます。

このグラウンドについては、私が P T A の会長を務めていた時期ですけれども、授業終了後の放課後には中学校のソフトボール部の練習で、運動場は他の団体が使うことができないことでありました。必然的に日曜日以外は尾川子供ソフトボールクラブの子供たちが、練習をしたくてもできない状況が続いていたわけであります。

また、この時期には尾川中学校ソフトボール部は県大会などで上位に入るなど、また全国中学校ソフトボール大会で優勝、準優勝するなどをしていることでもありました。

しかしながら、尾川には学校の運動場以外広い面積がある場所が

なく、何とか補助グラウンドを整備していただきたいと当時のPTA、地区民からの強い要望があり、PTAの役員を務めた交渉員を組みました。そして地権者の皆さんに何日もかけて土地の交渉を行いました。

そうした熱意を感じていただきまして、地権者のご理解をしていただき、また尾川地区の住民の力添えとご協力をしていただきまして、当時の町長のご決断により、平成2年に完成をいたしました。

このグラウンドの完成を記念しまして、児童ソフトボール大会を開催してはとの声が上がりました。ぜひやろうとこういうことで子供ソフトボール大会尾川若木杯の名称で例年開催されてきました。

このころはソフトボールの裾野も広くですね、競技する子供たち数も多くて県内は東は北川村から西は大月町、宿毛市。また仁淀川水系では、当時ですが仁淀村、吾川村、池川町、吾北村、大豊町、土佐市からの参加で開催をされてきましたが、大会を開催するにあたり、残念ながら補助グラウンドと運動場で2面2面の4面にしか取れず、参加チームは1カ所で4チームです。

この4面で試合をしていましたけれども、また時間的な制約もあり、16チームの参加のみで開催をされてきました。近年の子供たちの少子化に伴い、平成31年を最後に尾川の子供会ソフトボールクラブも解散をしまして、誠に残念でありますけれども、若木杯も自然消滅といったようなことになりました。致し方ないことであります。

この間にはですね、グラウンド周辺の手入れは子供会の関係者が草刈、あるいはグラウンドの整備、清掃をして維持されてきたわけですが、解散したその後は、補助グラウンドは外野の山側、あるいはバックネット側の雑草がですね、手入れされておらず、伸び放題になっている状況が見られております。

実はこの間、下見に再び行った時にですね、ここに地域情報通信基盤整備事業の撤去された資機材が置かれているけれども、これは一時的な置き場として資材を置いているのかそれについてまずご返答をお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。それでは岡村議員の質問にお答えいたします。

議員指摘のコンクリート柱等の資機材ですけれども、言われたとおり地域情報通信基盤整備事業が終了するということで、現在尾川とか黒岩にもありますが、各地に設置していました無線インターネ

ットの設備を撤去するということにしておりまして、そのために一時仮置きをさせていただいております。

実は私の方も確認をしましたところ、２月末で確認をしましたところ、すでに撤去が済んでおりました。以上です。

12 番（岡村統正君）

わかりました。期間が短くて撤去したということで安心をしたわけであります。今はですね、このグラウンドのメンテナンス、草刈、清掃作業などはどこがやっているのか、PTAがやってるのか、どこがやってるのかお答えください。

教育次長（廣田春秋君）

はい。施設の維持管理ということですが、現在尾川小中学校でも使用していないということから、定期的な管理はしておりませんので教育委員会の事務局の方で委託をしまして、年２回程度、これグラウンド中というよりも主に入口のところに土手がありますけれども、その草刈を主にしているという程度になっております。以上です。

12 番（岡村統正君）

このグラウンドはですね、大変水はけのよい集水管を埋設しております、雨水が浸透するようにした水の引きが早く、というようなグラウンドですから、このグラウンドを有益有効な活用を考えるあたりですね、私は一つにはグラウンドゴルフ専用のグラウンドにしてはどうかと思うところであります。

佐川町内にもグラウンドゴルフのクラブがあると思いますが、グラウンドゴルフする高齢者たちの交流の場としてでもですね、利用できる場所にしてはと思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、その他に利用できるであろうよい考えがあればですね、それも含めてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

現在の議員もおっしゃいましたようにグラウンドの状況からしますと、グラウンドゴルフであれば、道具さえあればすぐにでも使えるのかなあというふうな形で見て取れましたので、活用方法としてはふさわしいのかなあというふうに思います。

それから何か他に案があればということですが、今のところ

ろまだこれといったものはありませんけれども、地域で利活用いただくというのが一番ふさわしいのかなと思いますので、地域のニーズに沿って、こんな利用がしたいということがあればですね、前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

12 番（岡村統正君）

これはこれから私も相談をしなくちゃならないことですが、新たにまた尾川地区でですね、グランドゴルフのグループを作ることになればですね、当然道具は必要になるわけでありましてけれども、その購入にあたっては何らかの補助金があると思いますが、それについて併せてお聞かせしていただきたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

道具につきましては個人にというのはなかなか難しいですけれども、チームやグループを作っていただいて、体育会に登録をいただくということになればですね、体育会として道具をそろえるということも可能かと思いますので一度体育会とも相談をしてみたいと思います。

またもう少し広げてですね、ベンチも整備しようとかいうようなことになればですね、コミュニティ助成事業などの各種補助金の活用も可能かなというふうに思います。以上です。

12 番（岡村統正君）

大変今の答弁が前向きな答弁でありました。私も地区に帰りましてですね、ぜひそういったグループをやってみたい、また高齢者の尾川地区にはよさこいクラブは開催してありません。しかしながら、地域の活性化グループがありますのでそちらの方で何とかそういったグループを作ったらどうか、活動したらどうかということをお話してみたいと思います。

せっかくの優良なグラウンドですから、このまま草ぼうぼうにしておくのはもったいないということでもありますので、ぜひクラブが立ち上がった時にはですね、よろしく願いをしたいと思ひまして、以上をもちましてこの質問は終わらせていただきます。

次に空き家についての質問に移ります。

午前中に3名の議員から関連のある質問がありましたが、重複する事柄もあると思いますけれども、答弁をよろしく願いをいたします。近年、どこの集落においても空き家が増えており、ご高齢の

住民がなくなり、数年が過ぎた空き家では私も面倒みる親族がいな
いことから、誰にも面倒みる親族がいなことから、雨漏りが進み
ですね、屋根に草、あるいは木が根を下ろしておりまして、だんだ
んと腐食が進んでいく様子が見てとれます。

こういった状況では当然シロアリの食害ですね、自然に崩れ込
んでいく家屋も現実にあります。実はここにそういった家屋を写真
に収めてまいりました。また後で見ていただくと良いと思います。

主要な道路以外はですね、家屋の壊しに対する補助金はないこ
とになっているけれども、集落の中で生活をしている方たちです
ね、日常的に生活道として往来利用している道の側に、そういった
倒壊をするような建物、または屋根瓦の落下の危険があるような、
こういった家屋を放置しておくわけにはいかないと、いけないと思
うところであります。

このように集落の中の危険な家屋には先ほど申したとおり、現在
は補助金が出ていないけれども、今後、こういった事例の物件に対
してどのような対応策が考えられるかをお聞かせいただきたいと思
います。

建設課長（吉野広昭君）

ご質問の方にお答えさせていただきます。

ご指摘のあった通りですね、空き家へというか空き家がですね、
長期間放置するとされることになったらですね、防災であるとか環
境衛生、防犯、景観など、いろいろな様々な問題が発生するのは事
実だと思います。またそのことによってですね、住民の方、近隣の
住民の方をはじめですね、生活環境へ悪影響を及ぼすということに
つながる、つながりかねないことからですね、町としてもですね、
喫緊の重要な課題として認識しており、現在、課を横断して対応に
ついて検討をしております。

で、そのためですね、まず老朽住宅の件数であるとかですね、位
置、関係者等をですね、把握して、把握しておく必要があると思わ
れることからですね、今年度から地元の自治会長さんとか自主防災
組織の皆さんにご協力をいただいてですね、来年度、全町的に情報
的に情報収集を行いたいと考えております。

そちらの方をですね、地図等ですね、図示してですね、データベ
ースのようなものを作った上で、所有者の方、あと管理をされる方

がおいでたらですね、その管理をされる方に働きかけて空き家周辺の現状の報告であるとか、本町の取り組み方針について説明した上でですね、地域、すべての先ほど議員おっしゃられたとおりですね、すべての家屋が対象になるわけではないですけれども、補助事業のご紹介などを行いたいと考えております。

またですね、そのような取り組みを通じてですね、個別のご相談にも乗りながらですね、安全で安心なまちづくりへの取り組みについてですね、進めていきたいと思っております。

12 番（岡村統正君）

これからそういった危険な家屋調査していくということでございます。1月1日に起きた能登半島地震ではね、多くの方が犠牲になりました。心からご冥福をお祈りしますと同時に、被災者の方々の1日も早い、普通の生活に戻れることを願うばかりであります。

この地震では、主要な道路が倒壊家屋で塞がれており、車の通行ができない映像が映し出されていましたが、私も阪神淡路大震災の3日後だったと思いますが、消防団で西宮に入りましたが、全く同じ状況でございました。そして、やがて来る南海トラフ地震が起きた場合は、広範囲で大きな被害が予測される場所ですが、ただ、耐震化の進み具合ではいくらかの倒壊の被害が少なくなっているであろうと思われますけれども。

しかしながらいざ災害が起こったときには、当然幹線道路が塞がれることが予測される。こういったことから、倒壊の恐れのある建物に対して、事前に調査しておくことも大事だと思うが、そういった調査はしているのか、また計画は立てているのか、先ほどの答弁と重なることがあるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。対象件数ですね、把握については今年度、令和6年度からの取り組みを考えております。

それとですね、先ほど言った情報収集の一環としてですね、空き家の所有者だとか管理者に対してですね、まずは適切な維持管理をお願いというチラシ等を作成しましてですね、4月、税務課の方ですね、固定資産税の納付書の方を送付すると思いますので、そちらの方に空き家の活用について、空き家バンク、こちらの方まちづくり推進課の所管になると思いますけれども、空き家バンクの紹介

等もあわせてですね、チラシの方を所有者の方に郵送させていただいてですね、適切に維持管理をまずはお願いするという取り組みから始めたいと思っております。

12 番（岡村統正君）

これまでですね、この幹線道路に面した家屋に対しては、倒壊の危険のある、当然そういった建物に対してですが、取り壊しの費用、つまり老朽化住宅事業補助、164 万 5 千円が出ていますけれども、現在までの実績は何年何件あるのかをお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。

年度別に申し上げます。令和 2 年度については 4 件、令和 3 年度が 5 件、令和 4 年度が 3 件、令和 5 年度が 5 件、合わせて 17 件、今までの除却費用の助成について実績があります。

12 番（岡村統正君）

その場所については、どこっていうそのあれはわかりますかね。

建設課長（吉野広昭君）

すいません、具体的な箇所についてはですね、ちょっと後日調べて回答させていただきます。

一番皆さんになじみが深いと思われるのがですね、旧沢田整形外科。あの建物が除却の助成の対象になっております。その他あと 16 件につきましてはですね、またお調べしてですね、回答させていただきます。

12 番（岡村統正君）

わかりました。いくら鉄筋コンクリートでもそういった危険な建物ということになるのかと思います。

こういったことをしっかりと取り組んでいって調べて危険な、すでに私が思うに、町筋でも、これは絶対こっちに倒れてくるんじゃないかっていうような建物も何件か見られます。

そういったこともやはり主要な幹線道路が塞がれたら道路は当然、救助車も動かん、消防車もいけん、そういったことが起こりますので、その辺からまず主要な幹線道路をもう一度点検するといったことも大事だろうと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

関連があると思いますので、相続税、固定資産税について税務課に伺います。この質問には去年の 3 月議会で山本議員から相続税について質問がありましたけれども、間違いないですかね。3 月議会。

法務省から、来月の4月1日からですね相続登記が義務化されて、所有者不明土地の増加に伴い、それまで任意だった相続登記が義務化になり、不動産を相続で取得を知った日から3年以内に正当な理由がないのに、相続登記をしない場合には10万円以下の過料、つまり罰金を払わなければならない可能性があると言われてしています。

こういったことから、最終的にですね、相続した相続人は、先ほど申し上げましたように老朽化し、倒壊の危険がある状況の家屋を相続した場合、当然プラス面もマイナス面も引き継ぐことになりますから、こういったことから、マイナス面が多い場合には、取り壊したい時には当然費用は相続人が出さなくてはならないことになり、そんな費用がかかることはできないし、解体する費用はよう出さんからもう相続放棄するというような方が出てくるのではないかと思います。

私が思いますには、旧佐川町内の場合は、選択肢の中にですね、取り壊して更地にするか、そのままの状態で売なのか、選択肢があると思われますけれども、その他の地区の自治会の中にはですね、先ほど写真に示したようにですね、ぼつぼつ点在している空き家は壊しの補助金がないことから、そのまま朽ち果てるまで放置されることが考えられます。

また、相続者をたどっていった結果、対象物件の方が相続放棄した場合には、町として、相続税を含めたことにどのような対応ができるのか、そのままで放置しておくしかないのかをお聞かせ願いたいと思います。

税務課長（真辺美紀君）

相続税につきましては国税になりますので、私の方から固定資産税の件についてお伝えしたいと思います。

法定相続人の方全員が相続放棄をいたしますと、相続人がいなくなりますので、固定資産税の納税通知書を送る先がなくなりますので、課税は一旦保留となります。このような場合はですね、一般的には相続財産清算人を選任をいたします。

以前は相続財産管理人と申しておりましたが、昨年の4月、令和5年4月1日に民法の方が改正になりまして現在は相続財産清算人と申します。この清算人の選任につきましては町長の方が裁判所に申し立てを行います。で、裁判所の方が選任をいたしますと、その選任された相続財産清算人の方が、被相続人の財産を調査換価し、

税金の滞納分やその他の債務に充てて、残った財産を国庫に帰属するという手続きをとります。

しかしながら、この制度にはですね、20万円から100万円程度の予納金というお金が必要になりますことから、費用対効果を考えますと、近隣の自治体におきまして、なかなか申し立てに至っていないのが状況、現状でございます。以上です。

12 番（岡村統正君）

どちらにしても結局はそこまで行くのには何年か当然時間もかかるでしょうし、やがてこの写真にあるような家なんかは原野になるんじゃないか、そういう状況が目に見えてとれるようなことであろうかと思います。

大変残念なことですけれども、やはりこういった町なかではない周辺のそういった小さな集落の中のこういった家屋というものは、そういう道順を踏むしかないかなというふうに感じております。

そのままで置いておくしかないんじゃないかなというふうな心配でありますけれども、何らかの手だてがないものかと思って質問をしましたけれども、現実的には大変厳しい状況があるわけありますから、これはただ佐川町だけに限ったことではない全国でこういうことが起こると思います。

国の方から何らかの施策、あるいはそういうものがあることを願うばかりでありますけれども、町としてはやれる範囲は決まっているということでございます。固定資産税の方だけということでございますので、大変残念でありますけれども、こういった事情をですね、事業を要するにこういうことでこういうことになりますよっていうことを、町民の方にやはりお知らせする、こういったことも大事なことでありますから、どうか今後におきましてはこういったことも何らかの形で、町民の方にお知らせするというような形をとっていただきたいと思います。

明快な答弁というのはなかなか難しいと思いましたので、明快な答弁にはならなかったと思います。今日はですね、一応これで、私の、今日の質問はこれで終わりたいと。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、12 番、岡村統正君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を5日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時28分